

福島県教育会の終焉をめぐる動向

—『福島県教育史』第3巻（戦後編）の再検討—

須田 将 司*

本稿は、1946（昭和21）年9月30日に解散した福島県教育会を巡る戦後初期の動向に関するモノグラフ研究である。これまで最も詳細を述べた先行研究として1974（昭和49）年の『福島県教育史』第3巻がある。当時の新聞記事や回顧談・手記などをもとに、①県教組が教員社会のもつ「封建性」に鋭く批判意識をもつ「青年教師」層を中心に「民主化」をめざして勢力を振るったこと、②その一方で若手校長・教頭層や旧教育会幹部層が教育会解散後も「校長会の再建」への策動を続けたこと、などが記述されている。その動きを当時の新聞記事などから再構成すると、敗戦直後からの教育会による「民主化」への対応や、旧教育会幹部層（特に元会長・衆議院議員・円谷光衛）と「福島新教育建設同盟」の若手校長ら、必ずしも教組に同意しきれない者たちの群像が浮かび上がってきた。既存の体制を残しつつ、いわば、教育会が担ってきた行政補完的な機能を存続させつつ「民主化」を探る意図が、県側や軍政部も含み、少なからぬ範囲に共有されていたことが浮かび上がってきた。

キーワード：福島県教育会／福島県教員組合／福島県新教育建設同盟／民主化／校長会

はじめに

福島県教育会の解散は1946（昭和21）年9月30日であり、阿部彰が『戦後地方教育制度成立過程の研究』でまとめた教育会解散・改組状況によれば、三重（5月28日）、宮城（6月30日）、山梨（7月）、青森（8月6日）に次いで5番目となる¹。その後も、静岡（10月14日）、岩手（11月7日）、福岡（47年2月）と続く。福島県を含むこれら八県は、大日本教育会が同年6月の定款改定で「日本教育会」と改称し、12月にGHQからの再改組を求める「勧告」を受け、翌1947年6月末に『教育会改組の手引』を各府県教育会に配布するという動向下にありつつも、その見解・結論を待つことなく解散の道を選んでいる。阿部彰は、これら「地方教育会の退潮」の要因に、公職追放令による幹部役職者の追放、教職適格審査に関わる不適格判定、教員の組織化を進める教組の影響などを挙げている²。本稿は、これを福島県の事例に焦点を当て、その実相を照らし出そうとするもので

ある。

福島県教育会の解散は、これまで福島県内の自治体史で取り上げられてきた。その最初は1967（昭和42）年の『福島県史』第21巻であり、「福島県教育会」「戦後における教員運動」という項目が立てられた。次は1969（昭和44）年の福島県公立学校退職校長会『明治百年福島県教育回顧録』であり、「教育研究組織の推移」「校長会」「教員組合運動の波」といった項目を立て、当時の新聞記事や回顧談をまとめている³。1974（昭和49）年の『福島県教育史』第3巻は、これらを基にしつつ、さらに新聞資料や当事者の手記を加えて以下のように項目立て、最も詳細を述べたものとなっている⁴。

その概観は以下のようなものである。1946年2月以降各地で教組結成が相次ぎ、7月16日に結成された県教組は、9月に福島県教育会に解散要求をつきつける。これを受け9月30日に福島県教育会の解散が決定され、その後は、県教組が県教育行政に大きく関与する「福島県教育審議会」により新学

*すだ まさし 東洋大学文学部教育学科

表1 『福島県教育史』第3巻の執筆者・項目

青木喜八郎 (1905年生、元県視学、 元小学校長会長)	第一章第二節 「軍政府の教育管理」
新田勝彦 (福島大学教授)	第二章第一節 「学校教育制度(県教育審 議会の設置)」
木村三良 (福島市史編纂室長)	第六章第一節 「教員組合の結成」
佐々木二郎 (元県教組役員)	第六章第二節 「県教員組合の活動」
作山暁村(1908年生、 本名作山佐助、元小学 校長)	第七章第一節「大日本教 育会福島支部の動向」 第七章第二節「福島県新 教育建設同盟の結成と活 動の概要」
高橋哲夫 (県立田村高校長)	第七章第四節 「小・中・高校長会」

※福島県教育委員会『福島県教育史』第3巻、1974年、巻頭。青木、作山の生年・経歴は『明治百年福島県教育回顧録』巻末の「福島県校長名鑑」。以下、本稿中で取り上げる人物の生年・経歴も同様。

制に向けた協議が行われた。一方、校長層は校長会の再建を目指し、1947年7月17日に「校長協議会」を結成する、という流れである。

『福島県教育史』第3巻で教組関係を扱った木村三良・佐々木二郎は、『福島民報』『福島民友新聞』に組合結成当事者の手記を合わせ、青年教師層を中心とした教組の台頭を描き出している。一方で、教育会・校長会関係を扱った作山暁村・高橋哲夫は、『明治百年福島県教育回顧録』を主たる典拠とし、必ずしも日時や出典は明確ではないが、退職校長の回顧をもとに教育会解散と校長会再建への模索を述べている。

本稿に際し、その経緯を『福島民報』(組合関係の記事多数)と、『福島民友新聞』(戦時中に廃刊、1946年2月20日復刊、県政側の記事多数)を通覧しつつ再検討したところ、敗戦直後からの教育会による「民主化」への対応や、旧教育会幹部層(特に元会長・衆議院議員・円谷光衛)と若手校長ら、必ずしも教組に同意しきれない者たちの群像が浮かび上がってきた。『福島県教育史』第

3巻では、当事者性が強いがゆえか、または執筆者の認識ゆえか、十分に論述・分析されなかった史実が複数存在しているのである。森川輝紀は、長野県の信濃教育会存続に関して「教育専門家による教育問題の研究・調査の「伝統」に即して、戦後教育にとりくもうとする「世論」があったこと」を見出している⁵。これに対して、早期の解散を選択した県における「世論」の存在や、教育会側の「民主化」の努力などは、これまでの教育会史研究上でも十分に解明されていない点である。以下、戦後の福島県における教員社会の再編を担った群像を照らし出すことで、実相解明を試みていく。

1、敗戦前後の福島県教育会

(1) 組織体制

『福島県教育史』第2巻によれば、福島県教育会は「県知事を総理とし、会長に学務部長、副会長に師範学校長、学務課長あるいは県の小学校長会長など選任され、幹事には師範学校教諭・附属主事・視学・校長の代表が任命され、代議員には、各方部の中心校の校長(部会長または支部長)などが推薦され」る体制であったという⁶。表2は判明する限りで敗戦前後の県教育会・小学校長会の役員をまとめたもので、実際に枠で囲んだ県小学校長会長・副会長経験者は、全て県教育会の会長・副会長・幹事のいずれかに就き、有力校長層により県教育会が運営される構図にあったことがわかる。1933年12月にはコンクリート造りの福島県教育会館を落成させ、1934年には福島県教職員互助会を結成し、教育研究活動から福利厚生まで幅広い活動を展開していた。

『福島県教育史』第3巻では、こうした姿を「県内に君臨して、幅の広い手堅い実績をあげてきた」と述べる一方で、1944年の「大日本教育会福島支部」への改称以後は「単に看板を塗り替えたにすぎず、実態は同じであったばかりでなく、一部で期待したほどの実際活動はできないで終戦を迎えることになった」と評価している⁷。1946年7月の『福島民友新聞』でも「同支部は一昨年帝国教育会の改組に伴ふ機構改革を行つたがなんら積極的な活動もなく戦時中は全く有名無実の存在として会員の教職員からあき足らずの声を放たれ」⁸たと報じられている。これらを重ね合わせると、福島県教育会の活動は戦時下以来、停滞の一途に

表2 福島県教育会・小学校長会の体制

年度	県教育会				県小学校長会	
	会長	副会長	代議員会出席役員	代議員	会長	副会長
1941	上塚	大村吉衛教育課長 鈴木春治	須田理事、近藤節太郎監事、天野助治監事、篠山廉監事、小池幹事、水野幹事、笹田幹事、武山幹事、佐藤幹事、棚木幹事、遊佐囑託、今村書記、佐久間書記、青柳書記	津田達造(福島)、目黒栄(若松)、菅野稔(郡山)、依田市郎(信夫)、渡邊寿重(安達)、藤田栄(安積)、菅野健(岩瀬)、根本喜代一(南会津)、田部兵庫(北会津)、室井恒次(耶麻)、山内昇(河沼)、星義男(大沼)、馬場末松(東白川)、澤田栄(西白河)、郡司翰市郎(田村)、西山直三郎(石城)、根本貞治(双葉)、前川三省(相馬) 【陪席部会長・者】 円谷光衛(西白河)、木下豊助(伊達)、標葉長治(若松)、渡部喜一(大沼)	鈴木春治	郡司翰市郎・山内昇
1942	神内徳治学務部長	藤田次郎教育課長	菅野主事、水野幹事、武山幹事、遊佐囑託、今村書記、阿部書記、天野助治顧問、岩本茂一顧問、大川房吉顧問	大室議一(信夫)、木下豊助(伊達)、神山虎彦(安達)、藤田栄(安積)、村田利喜(岩瀬)、根本喜代一(南会津)、渡部峻一郎(北会津)、室井恒次(耶麻)、山内昇(河沼)、星義男(大沼)、菊池正一(東白川)、円谷光衛(西白河)、芝原清治(石川)、郡司翰市郎(田村)、西山直三(石城)、馬場末松(双葉)、草野佳政(相馬)、津田達造(福島)、棚木義次(若松)、鈴木豊蔵(郡山)、渡部寿重(平)、三田村與二郎、五十嵐正彦、吉田専治(中等学校)	鈴木春治	郡司翰市郎・山内昇
1943	野村儀平 ↓ 柏木輝夫 内政部長	藤田次郎教育課長	鈴木理事、菅野理事、郡司理事、小松山理事、笹田幹事、水野幹事、遠藤幹事、力丸幹事、大堀幹事、根本幹事、星幹事、松田幹事、菅野幹事、今村書記、土屋書記	菅野(信夫)、木下(伊達)、菅野(安達)、熊田(安積)、村田(岩瀬)、木村(南会)、渡邊(北会)、室井(耶麻)、依田(河沼)、渡部(大沼)、三田(東白)、円谷(西白)、喜古(石川)、高木(石城)、鎌田(双葉)、津田(相馬)、目黒(若松)、渡邊(平)、桑原(福島)、宗(郡山)、吉田、五十嵐(中等学校)	鈴木春治	郡司翰市郎・円谷光衛
1944					水野末治	目黒栄・渡辺寿重
1945					水野末治	目黒栄・渡辺寿重
1946	円谷光衛	水野末治			水野末治	

※『福島県教育史』第2巻・第3巻、『明治百年福島県教育回顧録』、『福島県教育』1941年4月号、1941年7月号、1942年7月号、1943年7月号から作成。空欄は不明。□□□□は校長会・教育会の両方の幹部経験者。

あり、教員社会における権威も低下させていたとみられる。

(2) 敗戦後の福島県教育会

『福島県教育史』第3巻によれば、1945年9月28日に米軍第27師団第105連隊の本部（キング大佐）が福島市に到着、教育会館に事務所を置くことを決定、和室階層や鉄条網設置などを施した上で接收したという⁹。この出来事を著者の作山暁村は、以下のように述べている¹⁰。

教育会館は、それまで本県教職員団結のシンボルとして、県教育会の堂々たる運営の歴史を刻み付けてきた建物である。これを一挙に失うに至ったことは、県下教職員にとって深い感慨をもたらさずにはいなかった。かくて、県教育会はその本拠を失う結果となり、ここに、解散への運命を一歩踏み出すことになるのである。

教員社会にもたらされた「深い感慨」とは、戦時下の活動休止状態に続く敗戦直後の拠点喪失という事態に、福島県教育会の将来性や存在意義を見失っていく世論の広がり、と読むことができよう。これが1946年9月の教育会解散へと傾く道程の一つの契機となったことは間違いない。

しかしながら、その一方で郡市教育会、校長会、視学官会議などで敗戦直後の諸課題への対応・対策がとられていた点は一切書き落されている。表3から、1945年内には信夫分会・安達分会における栄養食・代用食や食糧増産の研究会や、双葉郡内校長会・西白河分会・安達分会における教科書の取り扱いや教育方針の研究会が新聞報道されていたことがわかる。11月11日には福島市・郡山市・平市・若松市の「四市国民学校長会議」が行われ、「教師の生活確保に関する件」では「待遇改善を県当局に陳情すると共に教育会の事業として共済会その他の方法に依り対策を講ずる等を申合せ」

がなされていた。1946年3月13日には県教育会の教員大会が開かれ、教育者の待遇改善問題に関する激論のすえ六項目を決議し、すぐに山崎内務部長に要望を提出する動きを示している。これに際して当時の県教育会長・円谷光衛（白河第一国民学校長・58歳）¹¹が取材に応じ、「こんなことでは思想上にも容易ならざる事態になると予想され今にして救護の手を延ばさなければ本年におそらく千名の退職者が出るものと思はれる」と窮状を訴えている¹²。なお、当時の県教育会は、円谷を会長とし、副会長には水野末治（福島第一国民学校長・55歳）¹³、事務局長には鈴木春治（専従・62歳）¹⁴が就いていた。表2にあるように、みな校長会幹部経験者であった。

一方、3月の米国教育使節団来日、4月7日の同使節団報告書の発表と機を合せるように「民主化」「民主主義」を掲げる動きも表れている。3月21日に福島県教育会伊達分会梁川班が外部講師を招聘して「民主主義と教育」と題する講演会を開催したほか、4月30日には県知事も参加して視学官会議が行われ、「天降りてきな押し売り式行き方を排し」、「民主化された教育制度方法について具体的に明示してこれを県教育会の本年度努力目標と定める」ことが目指されたという。そこで議題に挙がったのは「公民教育の民主化」、「デモクラシー的な青少年の校外指導」、「学校経営の新方針」、「女子教育者の地位向上」、「教職員の生活擁護」であり、児童生徒への対応から教職員間の在り方に至るまで幅広いものであった。これ以降、伊達分会・信夫分会・西白河分会・県教育会において戦後教育への対応を目指す講習会・講演会の企画が『福島民友新聞』誌上に報じられていることがわかる。

以上の動きから、必ずしも教育会が退潮を示していったとは言い切れず、（福島市周辺の信夫郡・伊達郡と、県教育会長・円谷光衛がいた西白河郡に偏りが見出されるも）敗戦直後の課題に応じる活動を展開していたことが浮かび上がってくる。

表3 教育会（校長会・視学官会議含む）側の戦後諸課題への対応

記事表題・掲載年月日	記事
「教育会信夫分会第八班内女教員会」『福島民報』1945年9月16日付（二）	十五日午前九時から□田村□□国民校で開催、山菜料理栄養食研究並に染色講習を行つた
「双葉郡国民学校長並に青年学校長会議」『福島民報』1945年10月6日付（二）	郡国民学校長並に青年学校長会議は六日午前十時より富岡町国民学校で開催、終戦後の教科書取扱方並に児童生徒の躰方や青年指導その他に就き協議
「教育会信夫分会第七班」『福島民報』1945年10月11日付（二）	教育会信夫分会第七班内、校長会議は十六日飯野町国民校で 同食生活研究会は廿六日青木村国民校で
「教育会信夫分会第七班」『福島民報』1945年11月4日付（二）	教育会信夫分会第七班食糧増産研究発表会、並に納豆製法講習会は六日午前八時半から青木村国民校で開催
「西白 郡教育総集會」『福島民報』1945年11月4日付（二）	郡教育総集會は四日午前十時より白河第一国民校で開催、戦後の少国民に対する新教育の方針その他当面の問題を協議の後教員の研究発表を行ふ
「安達郡教育分会」『福島民報』1945年11月8日付（二）	安達郡教育分会では八日午後一時より二本松町第一国民学校で教育研究会を開く
「教員の再教育実施 ヨイコに特配を申請 四市国民校長会議」『福島民報』1945年11月11日付（二）	<p>福島市他県内四市国民学校長会議は九、十の両日若松市鶴城校で開催、県から守谷教学課長、遠藤視学官臨席、各市より提出された議案につき協議を遂げたが議題の中心になつたのは各校共に直面してゐる</p> <p>一、新教育方針決定実施に関する件 二、学童給食資材特配方の件 三、教師の生活確保に関する件</p> <p>の三件であるが、協議の結果、これら重要問題の対策として</p> <p>◇新教育方針実施については軍国主義を徹底的に一掃してポツダム宣言を忠実に履行し、以て平和国家の建設に邁進するために教員自ら平和的教養を積む必要から教員の再教育を実施すること</p> <p>◇学童給食資材の件は児童が栄養失調を来しつゝある、即ち体位の低下及び気力の消耗によつて今冬厳寒期に堪へ得るかどうか懸念される現在の状態に処して穀物に代わる栄養剤、魚粉、或は塩等の特配方を県当局に陳情すること</p> <p>◇教師の生活確保の件は現在の給料では生活費の半分にも満たぬから待遇改善を県当局に陳情すると共に教育会の事業として共済会その他の方法に依り対策を講ずる等を申合せた、なほ食糧不足に伴ふ学校の半日教育は各校長の責任に於て実施することになつた</p>
「教育会信夫分会第八班内校長会議」『福島民報』1945年11月13日付（二）	教育会信夫分会第八班内校長会議は十四日午前十時から富田村鶴野国民校で
「安達 分会本宮班 校長常会」『福島民報』1945年11月16日付（二）	分会本宮班の十一月校長常会は十六日午前八時より本宮国民校で開催、午後から音楽会を催す尚当日は講師東条視学、本県師範訓導八代成美氏が臨席
「県教育会信夫分会第八班」『福島民報』1945年11月29日付（二）	県教育会信夫分会第八班では廿八日川俣国民校で食糧科学（代用食）研究会を開催終つて簡易納豆製法に関する講習会を開いた
「県教育会伊達分会梁川班」『福島民友新聞』1946年3月14日付（二）	県教育会伊達分会梁川班では廿一日午前九時半から東北帝大教授新明正道氏を招聘「民主主義と教育」に就て講演会を開催、終了後児童の芸能祭を行ふ
「“児童よりも薄給”教員大会 待遇改善を迫る」『福島民友新聞』1946年3月15日付（二）	<p>教職員及びその家族の生活を保障しろといふ問題が澎湃としてみなぎつた県教育会では十三日福島市教育会館に男女教職員の大会を開催中等学校代表も参加し教育者の待遇改善問題を協議したが問題が問題なだけにかつてない激論となつたが結局次の六項目を決議十三日代表が山崎内務部長に提出する待遇改善を要望した</p> <p>一、県独自の経費において教育者の生活安定に対する急速なる施策を実現されたし</p> <p>二、物価手当の全額家族手当を三倍以上に引上げられたし</p> <p>三、旅費支給額は官吏同等に改正されたし</p> <p>四、住宅の建設及び住宅料の支給を改正されたし</p> <p>五、生活必需物資中作業衣、地下足袋、靴、雨具、自転車等を特配されたし</p> <p>六、総て諸給与支給は迅速に給与されたし</p> <p>この問題について本県支部長である白川第一国民学校校長円谷光衛氏は教育者生活の窮状について次のやうに語つた</p> <p>この要望は県下一万教育者総ての叫びです私の学校の教頭は二十二年間勤続して俸給九十五円ですが本年高等科を卒業した自分の教子が百円以上で就職が決定したとのことで</p> <p>師範を卒業した教員は男子七十円、女子六十五円で就任して来るが下宿料七十五円と米三升を出さねばならぬし手当を加へても百円内外のもので到底一人では食つて行くにも足りないほどで仕方なしに実家から補助を貰はなければならぬ、また県から至急されることになつてゐる十二月九割の家族手当が六割は実際にまだ支給されてゐないこんなことでは思想上にも容易ならざる事態になると予想され今にして救護の手を延ばさなければ本年中におそらく千名の退職者が出るものと思はれる</p>

<p>「天下り教育私試 視学会議で原案協議」『福島民友新聞』1946年4月24日付(二)</p>	<p>教育の民主化が叫ばれて終戦以来県下二万教職員はその進むべき方向に迷って混沌たるなかにも同志的な研究を続けてきたが県では民主化された教育制度方法について具体的に明示してこれを県教育会の本年度努力目標と定めるため、渡部視学官を中心に原案の作製を急いでおり、来る三十日午前九時から県参事室において視学会議を開催する努力目標の左記事項は従来のごとく県から天降りてきた押し売り式行き方を排し同日の会議には増田知事以下出席原案について協議するなほ主なる中心議題は次の如きものがとりあげられることになる</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、公民教育の民主化 一、デモクラシー的な青少年の校外指導 一、学校経営の新方針 一、女子教育者の地位向上 一、教職員の生活擁護等
<p>「伊達教育分会総会」『福島民友新聞』1946年5月29日付(二)</p>	<p>伊達郡教育分会総集会は廿六日保原国民学校講堂において開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、公立学校教職員を官吏同様本官とするやう建議すること <p>その他二項目を決議、終つて大田校秋本清治氏ほか六氏より民主主義教育に関する意見発表あつて終了</p>
<p>「教育の講習会」『福島民報』1946年6月8日付(二)</p>	<p>県教育会では十日午前十時から福島市第一国民学校講堂で玉川学園長小原国芳氏を招き「新生日本の教育」と題して講演会を開く</p>
<p>「教育会信夫分会」『福島民友新聞』1946年6月14日付(二)</p>	<p>教育会信夫分会では新しい国民学校児童用教科書の取扱いについて十九日午後一時から清水村国民学校で伝達講習会を開く</p>
<p>「県ならびに教育会県支部」『福島民友新聞』1946年6月26日付(二)</p>	<p>県ならびに教育会県支部では民主主義教育の在り方に迷ふ一万教職員に教育の真髓を把握させるため会津出身前京大総長小西重直博士を招き七月二日午後一時から福島第一国民学校講堂で講演会を開く</p>
<p>「西白河郡教育会組合」『福島民友新聞』1946年7月4日付(二)</p>	<p>西白河郡教育会組合は六日午前九時から白河第一校に開き、文部省図書編輯第二課長林伝次氏の講演がある</p>

2、教員社会再編成の動向

(1) 教育研究団体の結成とその活動

教育会が活発であった福島市とその周辺の教員社会を、組合結成を支援する立場の『福島民報』は、1946年5月12日付朝刊で「教員組合の動き低調弱小組合のみが続出 全くない統制力 まだ足らぬ教員の自主的活動」という表題で批判する記事を掲載している。教員組合結成の先駆となった郡山市や相馬地方など(詳しくは後述)と比べ、福島市周辺は結成の動きはあるが「市内国民学校長会議の席上、結成が遅れては面子にかゝるし流行の組合結成も悪くはあるまいとった調子で話が持出されたものである」、「指導者格の近藤第二国民学校長は、県教育会分会の教養部長といふ役から出馬してゐるといふやうなわけで労働組合法に準拠するとは云ふものの極めて曖昧」と断じていた¹⁵。『福島県教育史』第3巻で作山暁村は、この記事に触れつつ「昭和の初期から一〇数年間、自由にものが言えなかった教育界の封建性は、敗戦後にもその尾を引き、他によりかかるという依赖性から脱却することができなかつた」と回顧し、さらに世代別に「大幹部の先輩校長層は、新時代の空気を急にとり入れようとする意欲だけはあつても身を挺して活動を開始しようとする行動力は

欠けていた。後輩の若年層は、疲労し、心身の回復が遅かつたのである」と分析している¹⁶。

その一方で作山は、そのなかでも「若手校長及び教頭級の中堅層に、疲れをけり立ち上がるだけの気力と行動性を回復したいいくつかのグループがあつた」ことを特筆しており、「封建性の打破と民主主義の確立」を掲げた教育研究団体が「県下に約二〇を数えることができた」と回顧している¹⁷。注目すべきことに、作山は「一つになろう、一つにしようという要望」から「かくて生れ出たものが二つある」とし、その一つが福島県教員組合、もう一つが福島県新教育建設同盟で「この二つの輝かしい誕生の裏に、ひっそりと瓦解し解消し去つたものは、福島県教育会であつた」という認識を記している¹⁸。若手・中堅層によって教員社会に二つの勢力が形成され、県教育会の存在意義が急速に失われていった、その実相とはいかなるものであつたのだろうか。

表4は、作山暁村が『福島県教育史』第3巻で列挙した動き(白抜き)に、今回新たに新聞記事から見出された諸団体の姿を合わせたものである(表中の「作山佐助」¹⁹は作山暁村自身、当時38歳)。この作業を通じて、すでに1945年11月以降、若松市・西白河郡・郡山市・会津一市五郡・福島市・田村郡において「少壮教員」「青年教育者」らの

同志会が起こり、生活問題のほか科学や民主化などが論じられていたことが明らかとなった。これら郡単位を中心とした動きが、1946年3月10日には郡山市・安積郡域の「県中部新教育建設連盟」、3月24日には福島市・信夫郡・伊達郡域の「福島

地方教育研究会」という郡市連合体に発展し、4月27日には全県的な連合体である「福島県新教育建設同盟」の結成に至る、大きなうねりとなっていった。

「福島県新教育建設同盟」の結成について『福

表4 敗戦直後における教員団体の動向

年	月	日	教員団体の動き
1945	11	16～17	若松 新科学教育講習会。先づ児童に教へる前に教師自ら本当の自由主義的な科学教育を体得しようと県下教育界の有志が発起、市内鶴城国民校講堂に於て「新科学教育講習会」を実施。講師は東大教授工藤富塚、文部省科学官菅井□一、大日本教育会嘱託三石岩男の三氏
	12	9	既に西白河郡に於いて教育同志会が結成され、 一、封建的職員室の一掃 一、師範教育の革新と官僚指導者の一掃 一、吾等の生活問題 等を実践目標として県下教育に呼びかけ九日郡山市金透校に同志集合目的貫徹に邁進する。又同時に福島市内各国民学校の少壮教員の有志は六日第四国民学校で座談会を開催、市教育の刷新、明朗化、教権の確立、教員の生活擁護等に就て真摯活発な討論を行ひ、決議事項の請願、建議を実行に移し今後は各校持廻りで会を継続することになったが、若い教員の純真な批判から生れたものであり、今後の動向は注目されてゐる
	12	11	新日本の建設を双肩に担ふ若い国民学校教員の間には教育刷新を目指しての動きが見えるが教育同志会では富塚終吉(郡山金透校)渡邊正雄(福島第四国民校)氏等が十一日、県会に川田副議長を訪問、教育民主主義体制の確立その他の事項につき意見を具申した
	12	16	戦争遂行のために歪められた型を打破して新教育の動向を明知し若い熱情で挺身するこそ青年教育者の責務であると躍起した会津一市五郡下の国民学校男女青年訓導は会津青年教育者同志会を結成し十六日若松市鶴城国民学校で第一回大会を開催、京大教授斎藤法博の講演を聴取したのち 新教育者の性格、教育と政治、学校経営と民主化、教養高次への道 その他に関し自由な意見を交換した
1946	2	24	福島市に新教育研究会結成。弱い骨抜き訓導から正しき民主主義を把握した強い訓導になろうと相互研究機関として福島市を中心とした国民学校教職員三十三名が結成式を二十四日福島第六国民学校で挙行、委員長に今井豊蔵(信夫郡平野校長)副委員長西澤長吉(信夫郡水穂校長)外委員六名を決定。 ▽教権を確立し教育の民主化を図ること ▽教養の向上を図るため相互研鑽をなすこと ▽教育を政治と直結せしめ教育者としての自主的活動をなすこと ▽民主教育の実践的研究をなすこと
	3	1	伊達郡新教育研究委員会、保原町国民学校に開き民主主義教育方針について種々研究。
	3	3	河沼郡教育同志会では三日午前十時から坂下国民学校に集会を開催、終つて県教学課の大堀、大内両氏を囲み新生日本の教育に関し座談会を開いた
	3	4	昨年十一月新発足した田村郡新教育研究同志会では四日午後一時から三春国民校にて公開研究会を開催。役員は上大越渡邊保、船引北原清、小野新町郡司義隆、三春長田政寿
	3	10	県中部新教育建設連盟結成(郡山市、安積郡下の国民学校・青年学校350名)
	3	24	福島地方新教育研究会結成(福島市、信夫郡、伊達郡の国民学校教員)。2月24日結成の「新教育研究会」を前身。委員長・平野国民学校校長今井豊蔵。
	4	27	福島県新教育建設同盟発足(県内の同志的団体の連絡機関)。委員長・平野国民学校校長今井豊蔵。
	5	4	福島市教員連盟結成。「若き教師の会」が改組。委員長・福島第二国民学校訓導・小林金次郎。最高顧問は福島第四国民学校校長・桑原明。研究会、座談会、講演会を行う。
	5	11	福島市女教員会結成。委員長・福島第三国民学校水戸訓導。市内女性教員約80名。
			教進会。福島県北の中堅教師の会。杉妻国民学校校長作山佐助、福島第二国民学校校長近藤景助ら。
			教育復興会議。福島第一国民学校を会場とし、校長とPTA会長を集めて討議。

※網掛け部分の記事は以下の通り。「若松 新科学教育講習会」『福島民報』1945年11月16日付(二)。「叫ぶ教育民主化 本県にも同志会の結成」『福島民報』1945年12月9日付(二)。「教育民主化 県会に具申」『福島民報』1945年12月11日付(二)。「会津青年教育者同志会結成」『福島民報』1945年12月18日付(二)。「教育の民主化へ「新教育研究会」生る」『福島民友新聞』1946年2月28日付(二)。「伊達郡新教育研究委員会」『福島民友新聞』1946年3月5日付(二)。「田村郡新教育同志会」『福島民友新聞』1946年3月5日付(二)。

※白抜きは『福島県教育史』第3巻(1974)、1049～1050、1232頁から作成。空欄は不詳。

島県教育史』第3巻で作山暁村は、信夫郡平野国民学校長・今井豊蔵(38歳)²⁰の動きをとりあげ、「当時の福島第一国民学校長水野末治や、安達郡杉田国民学校長作山佐助らに連絡して協力をもとめ(中略)分会長会議や視学会議に臨み(中略)諒解をもとめた」と述べている²¹。水野末治は県教育会副会長という「大幹部の先輩校長」である。これに加え、教育分会長や視学官らに接触をもった点で、今井校長が教育会・校長会の人脈を十二分に生かして組織化を図ったことが窺える。作山暁村は、結成に携わったメンバーとして「長谷川寿郎(荒井校長)、沼崎忠義(女師附属教頭)、西山一男(男師附属教頭)、星仁樹(福島第六教頭)、その他、西沢長吉、古関富男、高田進、芳賀信雄、瀬戸春雄、佐藤厚友、佐藤正義、鈴木正一」らの名を挙げている。彼らは、判明する限り当時28～38歳の若手教員であった²²。

『福島民報』では、以下のように「民主主義」や「民主化」を掲げ、「教育会の民主的発展」と「県下の教員組合を連合会へ」の両方を展望していたことが報じられている²³。

県下各地の教員連盟、教員同志会等を強固に団結させ教育界の民主化を図り、本県教育の新生を推進しようと廿七日発足した福島新教育建設連盟では廿八日午前十時半から福島女師附属国民学校に信夫郡杉妻国民学校長作山佐助氏を囲んで各地教員団体の代表者廿数名を集め同建設同盟の規約審議の委員会を開催した、可決された目的及び事業の内容を見ると

- (一) 民主主義の研究
- (二) 文化の研究、指導
- (三) 教育制度、教育行政の民主化
- (四) 教職員の身分、生活の保護
- (五) 教育者としての社会的、政治的地位の向上
- (六) 教育会の民主的発展
- (七) 学校経営の民主化
- (八) 民主的教育の実践的研究

などが挙げられてゐるが、主催者の言によれば(三)及び(四)の教員組合としての団体交渉権、待遇改善の問題は単にその方法を研究するのみに止まるとのことで、県下の教員組合を連合会へ持つてゆくまでの教員文化団

体にすぎぬがこの同盟の中で教員の政治的社会的資質を向上し教員の新しい運動を起さうといふものと見られる

当事者の一人でもあった作山暁村は「同盟は最初から己の性格を明らかに規定し(中略)研修が第一であり、待遇改善問題は第二である」と述べ、表5のように第7回までの研究活動を詳述している²⁴。福島市を中心に外部講師を招聘しつつ活発な活動を展開していたことがわかる。特に第7回目の開催に関わり、今回新たに福島県教育会と福島市・信夫郡・伊達郡の三分会が後援として参画していたことが『福島民報』の記事から見出された²⁵。

県新教育建設同盟主催、大日本教育会支部、同福島、信夫、伊達各分会後援による第一回新教育研究大会は六日午前八時半から福島市第一国民学校講堂で開催した。講師として教育研修所城戸幡太郎氏を招聘、□内教職員約五百名が参集、各自の研究発表の後同十一時から「新教育の理念」について城戸氏の講演があつた

「福島県新教育建設同盟」が、当初より今井豊蔵が頼みとしていた教育会の人脈にも支えられていたことの証左と言える。教育会側としても、表3で捉えた戦後教育への対応を継承発展させる場として歓迎されたであろうし、これにより当初掲げられた目的の(六)「教育会の民主的発展」が具現される体制が形作られつつあったといえる。

(2) 郡山市教員組合の結成

これに対して歯止めをかける形となったのが教員組合の勃興であった。福島県における教組結成の端緒は、1946(昭和21)年2月21日の郡山市教員組合であった。『福島県教育史』第3巻では、1945年12月下旬、元秋田師範附属小学校訓導・加藤周四郎が全日本教員組合(全教)の「中央執行委員・東北地方担当オルグ」として、郡山市橘国民学校訓導・今泉運平(35歳)²⁶宅を訪ねたことが記されている²⁷。

(前略)教壇を追放された加藤は、本県石川町母畑で義兄の経営する理研稀元素工業株式

表5 「福島県新教育同盟」の研究活動

回・1946年月日	会場	講演・内容
第1回・3月10日	女子師範学校附属国民学校	東京女子高等師範学校・宮田主事「世界と国家」と座談会
第2回・5月1日		福島市・多田吾助牧師「アメリカの教育」
第3回・5月5日	福島ビル	佐野学講演会への参加
第4回・5月5日		軍政部ポーター大尉を招聘、アメリカ教育を聞くの会
第5回・6月5日	福島第六国民学校	福島師範学校大竹氏「歴史」
第6回・6月23日		午前：羽仁五郎「日本の歴史」、午後：国史に関する座談会
第7回・7月5日	飯坂・若喜旅館	城戸幡太郎を囲む座談会
同・7月6日	福島第一国民学校	城戸幡太郎の講演会

※『福島県教育史』第3巻、1235頁から作成。空欄は不詳。

※ポーターは1945年～1946年8月に在任した福島軍政部教育課長。

会社の勤労課長として、ウラニューム原鉱の採掘事業に従事していた。四五年終戦の秋、会社は占領軍の命令によって解散、加藤は地元の従業員とともに「農村工業研究所」をつくり、その所長となって農具鍛冶や製粉などをやっていた。たまたま、かつて「新興教育事件」で教壇を追放されていた加藤の知人北村孫盛から、教員組合創設の招請を受けた加藤は、ただちに上京して発起人の同志となった。(中略) 福島県の組合結成の足がかりとして加藤が今泉を選んだのは、今泉が生活綴り方運動に参加し弾圧されたことを知っていたため、今泉は、連合軍最高司令部の指令によって三年間の教壇追放が解除となり、教壇に復帰した直後であった。

今泉運平は、加藤を相談役として、市内の労働組合指導者から協力者として推薦を受けた安積高等女学校教諭・箭内貞と、『福島民報』誌上に熱心な投書をしていた郡山女子商業学校教諭・北原健夫(36歳)、それに師範同級生の桃見台国民学校訓導・今泉直幸の4名で発起人グループを構成したという²⁸。1946年2月16日に市内の「国民・中等・青年・盲啞」の各校教職員に対して案内状を送し、同21日に郡山市金透国民学校に154名が参集し、郡山市教員組合が結成された。同規約の主なもの以下の通りである²⁹。

第四条 本組合ハ組合員ノ社会的経済的地位ノ維持向上ヲ図リ新日本教育建設ノ基盤ヲ確立スルヲ以テ目的トス

第五条 本組合ハ第四条ノ目的ヲ達成スルヲ

メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、組合員ノ生活ヲ擁護スル事業
- 二、組合員ノ社会的経済的地位ヲ向上サセル事業
- 三、教員ノ教養ヲ高メル事業
- 四、他ノ労働組合ト協力スルタメノ事業
- 五、教育文化団体ト協力スルタメノ事業
- 六、其他ノ目的ヲ達成スルタメニ必要ナ事業

(中略)

第十二条 組合ニハ左ノ各部ヲ置キ部長ハ委員中ヨリ之ヲ分担ス

組織部 事業部 調査部 共済部
対策部 財務部

(中略)

第十八条 本組合ハ福島県教員組合ノ結成ヲ促進シ適当ナル時期ニ於テ其傘下ニ参加スルモノトス

第十八条にあるように、当初から県教組の結成を展望していた。当日掲げられた「行動綱領」は「教員ノ生活擁護」(基本給の確立など7項目)、「学校制度・教育制度ノ民主化」(組合の教育行政への参加、視学制度の改善、校長の公選など9項目)に加え、「当面ニ於ケル緊急目標」として俸給引き上げや諸手当の要求のほか「6、反民主教育者ノ排除」や「7、郡山教育協議会開催」が掲げられていた。当日は「今泉直幸らの視学関、付属関の糾弾演説などがあり、会の盛り上がりは意気盛んなものがあつた」と記されている³⁰。視学・校長・

附属校といった教員社会における権威が「反民主」的と糾弾され、組合による教育行政への関与をを目指す世論が形成されていた。

2月25日には北原、箭内、今泉直幸、今泉運平が郡山市と福島県に対し、俸給増額・諸手当増額・舎監手当及び宿直量の増額新設・被覆類現物給与の四要求を交渉している。ここでは「具体的な成果は得られず」に終わったとのことだが、一方で「当事者の回想によれば（中略）アメリカ進駐軍の教育情報部（福島市腰浜旧教育会館）を訪問し、組合結成の報告と県下教育界の民主化について好意的に懇談したというのは、時代相を物語るものであろう」とも記されている³¹。県庁以外にも、同じ福島市に駐屯していた福島軍政部を訪問し、「教育界の民主化」の担い手であることをアピールし、いわば正当性を獲得しようとしたものとみられる。

(3) 相馬郡教組と郡山市教組との連携

次に結成されたのが相馬郡教員組合である。『福島県教育史』第3巻で木村三良は、相馬郡教組初代委員長・石橋仁（38歳）³²の手記から、相馬郡教組が当初、「福島県新教育建設同盟」と郡山市教組の両方を視察した様子を紹介している³³。

そのころ、郡山の組合と、ほかに「新教育建設同盟」の結成のことが新聞に報道され、ある日、同盟の方から加入の呼びかけを受けた。委員会の決定によって、四月下旬、女子附属校で開かれていた建設同盟の会合に石橋が派遣され、会の性格や趣旨を聞いたが、会員の大半は附属教員で、従来からの附属の研究会的なもので、およそ教育民主化を目指す組合とは異質のものと感じ、帰って委員会に報告したところ、では「郡山教組の方を調査しよう」との議が決せられた。

そこで五月上旬、石橋・佐藤・橋本・岡村・山田・小林らが郡山教組との会合を申し入れ、調査に出かけた。ここで石橋らは、たまたま芳山校の一教員が家族の食糧入手のために苦労している実際の姿を目撃し、かつ、郡山が経済闘争にも力を入れていることを知った。相馬は民主化闘争が主だったが、郡山は主として生活権闘争だったのである。しかし目的・性格は同じであったので、今後大いに提携団

結しようとの約束を交わして帰郡した（石橋仁手記）。

1946年4月26日結成の相馬郡教組は、当初から各学年担任から一名を選出する「学校委員会」に取り組んだほか、職員会の改善、視学制度の廃止や校長公選制など民主化に関わる議論していた³⁴。視学・校長層や附属校の権威を否定する点で「福島県新教育建設同盟」とは相いれず、闘争色を示していた郡山市教組との提携を決断したことが述べられている。

こうして相馬教組から、5月12日に郡山芳山国民学校で開かれた県教組結成準備会に3名が参加した。同会には、このほか郡山近隣の田村、石川、西白川から各1名、そして郡山市教組34名の計40名が集まった。限られた参集者のみで性急に県教組と名乗ることを避け、「福島県教員組合連合会」として、規約と以下の「共同綱領」を定めたという³⁵。

- 一、我らは教育勤務者の経済的社会的地位を確立し、その基盤の上に立って教育の民主化運動に邁進する。
- 二、我らは教育の天下り独善的官僚統制に反対する。
- 三、我らは組織内デモクラシーの原則に基づき明朗積極的な大衆討議を展開する。

今泉運平の手記によれば、これは4月29日に加藤周四郎の推進で郡山に開催されていた「第一回東北地区教員組合運動協議会」の席で審議されたものと同文であるという。以下は、今回改めて5月1日の『福島民報』誌で確認した、同協議会の協議の様子と決議された綱領である³⁶。

自由懇話会会員石川郡母畑村加藤周四郎氏提唱の東北六県教員組合協議会は廿九日午前五時から郡山市で開き、本県からは郡山市橋校塩田正夫、同佐久間康吉、同今泉運平、郡山第二高女北原健夫、安女箭内貞、岡盛子、横山キミ子、安積郡富久山行健校小谷幸子、山形県六名、青森県四名、岩手県一名の合計廿名が参集し、各県の教員組合の組織、活動状況の説明、将来の教員組合のあり方などにつき同夜深更に亘り論議がつけられたが、全

国単一教員組合結成の促進案として現在東京に本部を置く全日本教員組合の行き方は地方の実情に即さず、これによる全国の教員の統合は困難であるとし、新に「民主教育連盟」の設立を東北六県教員組合協議会の名で中央に提案し左の如き綱領のもとに全国教員組合、大日本教育会、文部省教員組合との他の教育諸団体を包含し教育民主戦線の統一を図るべき旨決議した

綱領

- 一、われ——は教育勤労者の待遇改善をなすことにより経済的、社会的地位を確保しその基盤の上に立つて教育の民主化奮励邁進する
- 二、教育の天降りの独善的官僚統制に反対する
- 三、組織内デモクラシーの原則の基き明朗積極なる大衆討議により運営する（後略）

郡山市教組の幹部らは、これにより東北地区の教組との人的交流や先進事例の情報を得つつ、県教組結成をリードしていたことがわかる。

(4) 福島県教員組合の結成

表6からもわかるように、1946年5月から6月にかけて、相次いで郡市単位の教員組合が結成されていった。『福島県教育史』第3巻で木村三良が強調するのは、福島市教組の結成が県教組への統合の機運を促進した点である。福島市では、国民学校・青年学校・中等学校の訓導や教諭が5月6日に会合し、「5月末までに福島市教員組合を結成」し、「校長の加入も認める」との合意を形成する。これに対し、福島中学校教諭・氏家義之(39歳)³⁷ら中等学校教員層が反対の意を表明し、5月15日付『福島民報』にもこれが報じられた³⁸。

(前略) 中等校の委員側から

- 一、国民校側の組合結成委員は校長を選んだもので天降りの的なものである
 - 二、校長が委員になつてやつてゐる
 - 三、女教員が一人も委員になつてゐない
- といふ三点に中等校側がハッキリ不満を示し、若しこの三点を是正するならもちろん、合流してもよいが、さもない限りは別々に組合を結成するとの強硬な態度でその返答を国

民校側に要求してきた、十一日はこれに対し国民学校側で(中略)打合わせた結果、校長を一組合員として参加させるのは認めるが委員にはしないとの意見が委員間でまとあつたのでこれを校長会にはかつたところ校長側はこの中出を受け入れた為同委員側では「校長も一教員なのだから生活権擁護の為中学校のやうに組合から除くことは出来ぬ」との理由で、十三日中等校側委員福島中学の氏家教諭を通じて正式に申送つた。そのため同日第二校で開かれる予定だつた国民、中等両側委員の打合会もお流れとなつた訳である(後略)

この報道に垣間見えるのは、国民学校代表側が中等学校教員層と校長会との板挟みになっている構図であろう。当時の福島第一国民学校長・水野末治(県校長会会長・県教育会副会長)は、同誌上で「校長側としては委員から組合から加入を求められたときは一組合員として参加するが、その組合の委員や組合長となる意見は毛頭ない、また校長は組合に加入したとしても、その組合の運営上何等各組員の発言の自由を邪魔はしないとと思ふ」と述べている³⁹。先述したように福島市教員組合の結成を、福島市分会の教養部長・近藤第二国民学校長が世話役として推進していた経緯もあった。「組合から加入を求められたときは一組合員として参加する」とは、実質的には校長層が世話役から身を引くことを意味し、最大限の譲歩であったといえよう。そして、5月23日の準備委員会において、国民学校側の調整に中等学校側(氏家)が譲歩し、福島市教組の結成へと進むことになる⁴⁰。

同31日の結成大会で、委員長・氏家義之ほか副委員長・佐藤友次郎(第二国民学校、40歳)、渡辺政雄(福島農学校)、総務部長・佐藤幸一郎(福島中学校)が選出された⁴¹。中等学校側のリードが窺える陣容である。『福島県教育史』第3巻で木村三良は、「郡山市教組の北原委員長や今泉(直幸、運平)らは、間もなく氏家委員長をはじめ佐藤総務部長らと会見している。これまでは点にすぎなかった県教組への動きが、ようやく線となり、しかも主軸が形成されたともいえる」と述べている⁴²。

その後、県教組結成にむけた動きが急展開し、6月26日と7月5日に郡山市芳山国民学校におけ

る結成準備会を経て、7月16日に福島市第一国民学校講堂にて県教組の結成大会が開かれた(参加者約1500名)。委員長には氏家義之(福島市教組委員長・福島中学校)、副委員長には北原健夫(郡山市教組委員長・郡山第二高女)が選出され、「規約」「綱領」「行動綱領」などを決議したという⁴³。『福島県教育史』第3巻で木村三良は、当時の総務部長(のち書記長)の佐藤幸一郎の手記から、組合運動に奔走した「青年教師」層の姿を①戦前の生活綴方運動・労働運動の経験者、②視学制度への強い拒否感を抱くもの、③中等学校または県外勤務の経験者、④軍国主義教育の反省者、⑤婦人教師、という五つの属性を挙げ、「要するに、本県教育界では異端か反主流、日の目をみられなかった教師たちが、多く先頭にたった」と述べている⁴⁴。彼らは前出の「福島県新教育建設同盟」

に集った「若手」と同年代ではあったが、特に①、②、③の点で大きく立場を異にしていたことが浮かび上がってくる。

3、福島県教育会解散に至る急展開

(1) 福島県教員組合の「対県四要求」

『福島県教育史』第3巻で作山暁村は、教育会解散の原因として三点を挙げている。第一に「[県の教育界に二つの中心は必要がないのではないか]とする意見が(中略)筋が通るものとして、しだいに有力になり、県内教職員間にひろがっていった」こと、第二に「組合がわとしては(中略)県教育会が存続することは、新時代の民主主義に反するものとして攻撃した」こと、第三に「教職員互助会のその資産が(中略)「凍結」の憂き目にあうこととなった。(中略)この弱点を、教員

表6 1946年における教組結成の動き

月	日	教組の動き
2	21	郡山市教員組合結成(346名)
4	26	相馬郡教員組合結成(495名)
4	28	福島県教員組合連合会結成の準備会を郡山市芳山国民学校で開催。郡山市教組役員と近郡の参加者26名。「福島県教員組合規約案」「福島県教員組合宣言案」「行動綱領案」審議
4	30	信夫管内教員組合結成(630名)
5	10	伊達教員組合結成(608名)
5	12	福島県教員組合連合会発足、郡山市芳山国民学校にて、相馬、田村、石川、西白河代表により第一次県教組連合会結成、「共同綱領」策定、海後宗臣「戦後の教育再建」講演会
5	22	岩瀬郡教員組合結成(384名)
5	31	福島市教員組合結成(352名)
5	31	安積郡教員組合結成(629名)
6	4	石城郡教員組合結成(1110名)
6	8	双葉郡教員組合結成(418名)
6	8	東白川郡教員組合結成(309名)
6	10	平市教員組合結成(302名)
6	10	石川郡教員組合結成(307名)
6	12	河沼郡教員組合結成(250名)
6	25	田村郡教員組合結成(623名)
6	26	若松市教員組合結成(371名)
6	26	福島県教員組合連合会の結成。郡山市芳山国民学校に若松、河沼、耶麻、信夫、相馬、平、田村、福島、郡山の各代表29名が参加。緊急実践事項として三項目の要求を審議。
6	30	耶麻郡教員組合結成(527名)
7	1	安達郡教員組合結成(459名)
7	16	福島県教員組合結成

※『福島県教育史』第3巻(1974年、1057～1058頁。原典は『福島県労働運動史(戦後編第一巻)』1971年、281～282頁)、『福島民報』1946年5月14日付(二)から作成

組合は追求し、全会員に積立金を返還せよと迫ってきた」ことである⁴⁵。県教組の結成と、その後の動きが県教育会解散を促進したことが指摘されている。作山の挙げる第一点目と第二点目に関わって、組合結成部分を執筆した木村三良は、7月17日に県教組が出した「対県四要求」の三つ目に民主的な「福島県教育審議会設置」があり、そこに教育会の解散要求が含まれていたことを挙げている⁴⁶。

自主性ヲ失ヒ自由ヲモ放棄セシメラレタ封建的教育ガ敗戦ト今日ノ悲惨ナ運命トヲモタラシタノデアルガ、コノ教育ノ部門ニ深ク根差シテキル封建性ヲ完全ニ払去シテコソポツダム宣言ノ趣旨ニソフ所以デアル。我等ハ自主性ニ富ム本組合及社会人官庁等ノ代表ヲ以テスル福島県教育審議会設置ニヨリ教育民主化ノ研究並ビニ実現ノタメ急速ナル実施ヲ要望スル。尚右ニ関係アル教育会ハ解散ト決議サレテキル。以上ニツキ当局ニ

設置ノ意思並ビニ構想、成案トソノ有無、時期及ソノ理由

ここで言われている「教育会ハ解散ト決議サレテキル」とは、1946年6月の「大日本教育会」から「日本教育会」への改称（都道府県連合体への改組）を指すものと考えられ、直接的に福島県教育会の解散を要求したものではないが、十分にその意図は読み取れる。これに福島県側は賛意を示し、7月22日の回答で以下のような案を提示している⁴⁷。

略案

1 名称（仮称）

福島県教育協議会

2 目的

教育及教育行政全般に就き種々研究討議をなし、その成果を以て民主主義教育の確立に資す。

3 組織

(1) 学校長代表、教員代表、父兄及学識経験者代表等凡そ各七名の委員を以て組織す。

(2) 選挙方法は全县を県南、県北、浜、会津の四方部に分ち、学校長代表及教

員代表は福島県教員組合の公正なる選挙に一任すること。

注目すべきは、委員の選出を県教組の選挙に一任する意向を示していた点であろう。7月23日の『福島民報』誌では、福島県学務部長の9月早々にも「福島県教育協議会」を実現したいとの意向が報じられている⁴⁸。

しかし、県教組は併せて出された待遇改善に関わる三要求の回答を不服とし、態度を硬化させる。『福島県教育史』第3巻で木村三良は、「県教組の総辞職をも辞せぬ待遇改善闘争が一応の妥結（八月一五日）をみるまでは事は運ばなかったし、さらに「適格審査委員」「教育会」問題がこれにからんだことはいうまでもない」と述べている⁴⁹。7月下旬以降、闘争色を露わにする県教組が、その一環で教育会のあり方や互助会積立金の返還を追及し、それが教育会解散へと直結していくことになる。以下、時系列に添って見ていく。

(2) 教員適格審査委員会をめぐる問題

5月7日の政府の訓令に基づき、県教育会では、教育会代表・鈴木春治ほか教員代表として、福島中学校長・幸野岩雄、福島農蚕学校長・関泰平、福島第一国民学校長・水野末治、小名浜第一国民学校長・高木長年、若松鶴城国民学校長・目黒崇、郡山金透国民学校長・村田利喜、信夫青年学校長・片寄正雄の7名を選出した⁵⁰。この選出経緯について『福島県教育史』第3巻では詳らかではなく、『福島県史』第21巻に、県教育会・鈴木春治が1946年7月13日付『福島民報』誌で述べた記事紹介されている。それによれば、大日本教育会から「県支部の実情を考慮して公正に良心的に広い範囲から選出するように話があり、その際七名の委員の中、国民学校四名、中学校二名、青年学校一名の割で候補者」の枠が示され、以下のように選出が行われたという⁵¹。

そこで支部としては各郡市の実情に精通した人々に集まってもらって選出方法を協議した。青年学校と国民学校は各班でそれぞれ定数ずつの銓衡委員を選挙して、更に分会毎にその銓衡委員から、また定数の銓衡委員を選出した。最後に四市一七郡の銓衡委員が福島市に集まってきめた。その際国民学校では地

域を考慮せよとの動議がでて会津、浜通りから各一名、中通りから二名を出すこととなった。教員の各層からとの話もあったが、選挙の結果としては、次点者の次に訓導、その次に女教員ということになった。中学校は、初めから会津、中通り、浜通りの三方部別に実業学校、中学校、女学校各一名ずつ三名計一二名の銓衡委員を選出し、更にその中から、無記名で選んだ。(中略)教育会の代表としては支部長、副支部長、分会長、常任協議会の中から選んだわけである。

「公正に良心的に広い範囲から」を具現し得るか否か、そのポイントは銓衡委員の選出段階にあったと考えられる。鈴木は「教員の各層からとの話もあった」と述べているが、『福島県史』第21巻では、注にてこれに関する福島市教員組合常任委員佐藤一郎の談を掲載している⁵²。

例えば最初に校長、訓導、女教員の各層からの銓衡委員を出す予定であったが、出て来た人の意思が選挙前に反映して「階層から出す必要はない。全階層をひっくりかかして適当な人を出せばよい」という意見に動かされてしまった。教員側も校長にやらせておけば面倒でないという空気があり、一方には沈黙の新人に対して進出の機会を与えようとしぬ雰囲気がある。(中略)また結果が当然校長にわかって“俺を入れたのは誰だ”などいわれるのがいやさに自分の意思をまげている。この問題は選ばれた人でさえいやがっているが、我々教員同志としてやりたくない人にやらせておくのは我々の責任だ。単一組合は一六日に結成の予定だが、我々としてはどうしても委員を改組しなくてはならぬので、その際に極力主張して行動に移す考えだ

ここに赤裸々に、教員各層からの選出案が封じられた経緯と、県教組結成の後には異議申し立てをする予定であることが述べられている。

今回新たに、7月29日に県庁で開かれた審査委員の初顔合わせの際に、教員代表者の選出に関する質疑を報じた記事が見出された⁵³。

(前略)委員の選任、会の運営に公正を期す

べしとする委員と県との間につきのごとき問答があつた

佐藤委員(民主人民連盟) 今回の委員選定について県は、まづ各委員の適格、不適格の内審査を行つたか

三浦内務部長 特殊の委員であるから各団体に委員の推薦を依頼した、個人の内審査は全然やらない

石原知事 教員代表で選出された委員について第一回委員会の前に個々の資格審査を行つてこの会を明るく運営して行きたい

佐藤委員 教員代表は大物主義で大校長だけを推したが中堅訓導や女教員を推さぬことに相当不満があるやうに聞いてゐる

三浦内務部長 県は教員代表の推薦を大日本教育会へ全面的に依頼した同会からの推薦者を委員とした

鈴木(県教育会事務局長) 私の方では郡支部会ごとに候補者を推薦、委員を各班から四名だしこれを比例代表でおし進めて最後に県支部から四名をあげ県北、県南、浜通り、会津方部から各一名ずつ委員をだした同様の手段方法で中等学校二名、青年学校一名をだした

佐藤委員 なぜ校長と中堅教員、女教員が比例代表で委員をださぬか

石原知事 比例代表で委員数を決めることは非民主的だと思ふからその方法をとらなかつた

岩崎委員(県議) 一万一千名の教職員の個々の審査を行つては相当の時間がかかるのではないか

渡邊視学官 仙台の会議でもこれが問題になつたが結局慎重に審査をするのはどうしても県が審査した書類に基き個々の審査を行ひ教育会の肅正と教育の民主化をはかりたいと思つてゐる

岩崎委員 それでは規定された六ヶ月間審査は難しいではないか

上田学務課長 そこで連絡の書記を設けて事務を促進し委員会の審議に拍車をかけてもらうことになる

県および教育会の選出過程に対し、佐藤委員は「相当不満があるやうに聞いてゐる」と県内世論の存

在を挙げて「なぜ比例代表で委員をださぬか」と問い詰めている。これに対し、石原知事は「第一回委員会の前に個々の資格審査を行う」こと、教員各層からの比例代表選出は「非民主的だと思ふからその方法をとらなかつた」と回答している。『福島県教育史』第3巻では、8月5～7日の第一回の審査会において、教員代表の戦時中の出版物（水野末治『若き教師に贈る』と目黒栄『白虎魂の錬成、鶴城教育の実践』）に関わり無記名の資格審査が行われ、問題なしと判定がなされたことが記述されている⁵⁴。これは、初顔合わせの際の問答と、そこで示された石原知事の意向に添う対処であったといえる。

このように教員代表の選出に対する県内世論の反発は強く、『福島県史』第21巻では、県教組が異議申し立ての攻勢をかけたことにより「委員会はずいに暗礁に乗り上げてしまった」と述べられている⁵⁵。当時の新聞報道では、「第三回目前日の去る二十六日に至り突如マ司令部から右審査委員中に二名の不適格者がゐるから当分審査を中止せよとの命令が伝へられ二十七、八日に開く予定であつた第三回委員会はそのままおながれとなつてゐる、その不適格者とは学校代表某氏と各界代表某氏で前者にあつてはその著書「悪教師の道」が問題となり」⁵⁶と報じられている。県教組の攻勢に加え、8月26日の軍政部からの中止命令もあり、審査委員会が中止に追い込まれたとみられる。「悪教師の道」とは『若き教師に贈る』で、その著者とは水野末治とみられる。ここに至り、教員代表の選出を担った教育会は、県教組のみならず軍政部からも責めを受ける立場に陥ってしまったのである。

(3) 教育会の改組と二本立て構想

教員社会を「校長、訓導、女教員の各層から」代表を出すことで「民主化」すべき、との世論の高まりに応じ、教育会の改組も検討・実施されていた。これは『福島県教育史』第3巻では書き落されていた事実である。今回新たに見出された記事に、7月中に教育会の役員間で改組の協議が重ねられていたことを示す『福島民友新聞』の記事がある⁵⁷。

新しい「教育福島」を建設するには教育会
県支部を改組拡充せねばならぬとの要望が県

内会員からさげられてゐるので先ごろから同支部役員間においてその対策について種々協議を重ねてゐたがいよいよ具体化し三十日午前十時から評議員三十名が集り支部機構の改組と拡充問題を中心議題に協議することになつた、同支部は一昨年帝国教育会の改組に伴ふ機構改革を行つたがなんら積極的な活動もなく戦時中は全く有名無実の存在として会員の教職員からあき足らずの声を放たれ敗戦後は百八十度の転換を余儀なくされ、同支部もここに再建設することになつたもの

去月鈴木事務局長の直属機関として研究部を設置、本格的な研究に乗り出したが役員への拡充に重点をおき従来申しきたり的に各支郡市部から最年長校長三十名を支部の評議員に任命してゐたが、これでは教育界の実態を把握する点で欠けるところが多くまた若い青壮年教職員をリードできぬため定款を一部改正、最高幹部としての評議員を現行三十名を二倍もしくは三倍に拡充、各郡市支部から選出の天下り式な元老校長級評議員制を廃し選出数を二、三名に増加しその人選は女子訓導、中堅訓導、校長級の三部門からそれぞれ各一名あて選出、沈滞した教育界に新鮮味を注入させることになつた

従来「最年長校長三十名」を充てていた「天下り式な元老校長級評議員制」を改め、評議員を増やし「女子訓導、中堅訓導、校長級の三部門からそれぞれ各一名あて選出」する案である。教員適格審査委員で論点となった教員各層からの選出案を、直接的に県教育会の役員構成に反映させようとするものであった。さらに注目すべきことに、9月12日付『福島民友新聞』誌上に、「本月末までに各郡市支部で選挙中の評議員（各支部三名）の決定を待ち来る十月月上旬ごろ新評議員会を召集、会長以下全役職員の総改選を行ひ「教育福島」の確立をめざして活発な運動を展開する」との記事も見出した⁵⁸。各郡市選出の評議員を三名としている点から、教員各層からの選出案が具体化されようとしていたものと推察できる。これが実現すれば、教組側が「新時代の民主主義に反する」として教育会を批判することが難しくなつたであろう。

もう一点、『福島県教育史』第3巻で取り上げ

られていない8月16日付の記事を『福島民報』に出すことができた。それは、1946年4月に県教育会長から衆議院議員に転じた円谷光衛（会長職の辞表を5月に提出のまま保留）が寄稿した「議員小感 教組と教育会」である⁵⁹。

わが福島県にも教員の単一組合が結成され極めて活発な教組が開発されてあることは、まことに頼もしいことである、この組合と教育会との関係はいわゆる「大和」の精神により相剋摩擦を超さぬやうに注意せねばならぬ、全国の情勢をみるに、一、二の県を除いては各県とも一体協力の運営をしてゐる、東北においては山形が多少教育会と面白くない関係にあるやうであるとのことだ、教組と教育界との関係は前者は教員の経済面の向上を目的とし、他は所謂文化面の刷新を目標とし、共に教育の民主化及びその向上のため躍進すべきものである、この具体的性格については、□□□の報ずる如く田中文部大臣の答弁の通り各々その使命を異にしてゐる、故に飽くまで協力して理想的発達を遂げねばならぬと思ふ

（中略）

敗戦の結果七千万同胞が苦境に堪へ、乏しきを忍び生きつゝある所以のものは、時代を背負ふ最愛の子女の養育以外になんの楽しみがあるであろうか、この重任を双肩に担ふ教育者またこの父兄と子弟の信頼に応ふるの覚悟がなくてはならぬ、キリストは人はパンのみにて生きるものに非ずといひ、道元は衣食は道にありといつたが、それは同時にパンの人生に対する重要性を裏書してゐるのである、かゝる見地より考へた時、文部省の予算が我らの要望に遠いものがあることを遺憾に思ふこと切なるものがあるし、また教組の県に対しての要求その他教育全般に対する不満足の点の多いとも十分うなづかれる、余はここに於て石原知事に対し一斉増俸の原則についての諒解を求むるため先日会見したのであつた教育会もこの点飽くまで協力一体となり、要求を貫徹することに邁進すべきものと思ふ

かつて軍部予算の巨大であつたことも、陸軍大臣が偉いのではなく、陰に数十万の結集

した軍人があつたからである故に全国五十万の教職員一体となり新日本再建のために、一面に松陰やペスタロッチの如き憂国の至情と児童生徒に対する愛情とを傾けて進むときに、我らの要望も文教の振興もはじめて実現されることと思ふ

円谷は、教組は「教員の経済面の向上を目的とし」、教育会は「所謂文化面の刷新を目標とし、共に教育の民主化及びその向上のため躍進すべきもの」という考えを田中文部大臣の言を引きつつ示し、「一体協力の運営」を主張する。さらには、県教組の「県に対しての要求その他教育全般に対する不満足の点の多いとも十分うなづかれる」と「対県四要求」に同調する意向を示し、自らも知事に面会をしたことを挙げ、教育会も「飽くまで協力一体となり、要求を貫徹することに邁進すべき」と述べている。いわば教組との協調・二本立て路線の表明と言ひ得る。先述の改組案と重ね合わせると、円谷の胸中には、二本立ては具現性の高いものとして構想されていたことが窺えよう。

しかしながら、8月下旬から9月中旬にかけて県教組は教育会への攻勢を強め、その構想は消滅していくことになる。

（4）強まる教組の攻勢

8月22日の『福島民報』誌上に教育会側の「協議会案」が掲載されている。教育会案では教育関係の審議員として校長層8・教員層8の同数を挙げているが、一方で視学制度は温存を前提としており、何よりも「各界代表」の選出母体に教育会を位置づけ、自らの存在意義を主張している点が注目される。これは7月の県略案で「県教組の選挙に一任」とされたことに対する教育会側の抵抗とも言い得るものであった。

これに対し、翌日には県教組も「教育審議会」案を出す。表7は『福島民報』誌上に報じられた両案を対比させたものである。『福島県教育史』第3巻で、木村が両案の内容を比較検討している。それによれば、県教育会案は「知事の管理下に常置する教育行政上の諮問参与機関」としたのに対して、県教組案は「決議機関とすること、視学制度を廃止して人事委員会を構成すること、また会の構成は教員十六、校長七、一般父兄七」を提示しており、ここに知事の諮問参与機関とする教育

表7 福島県教育審議会をめぐる県教育会と県教組の案

教育会県支部の「教育協議会」案	県教組側の「教育審議会」案
<p>一、知事の管理下に常置する教育行政上の諮問参与機関で教育者有識者、関係者の参加によって与論の実現をはかる</p> <p>一、民主日本の国体及精神の真義闡明と基礎研究を行ひ、諮問に応じて行政実施上の指針または参考となるべき事項を協議する</p> <p>一、審議事項として</p> <p>イ 学校教育の刷新向上に関する件（学校の設置、制度、内容、学校網の方針、学校教育の精神、内容、設備、学課目、教員養成、試験制度の運営、体育運動、宗教、芸術、女子教育）</p> <p>ロ、社会教育に関する件（家庭、社会）</p> <p>ハ、教育の指導監督、人事、教員再教育に関する件（督学、視学制度、人事、教員再教育、教育行政、教員組合、任用證衝の改善）</p> <p>一、審議員は廿五名内外とし教育関係のほか社会各界代表を県下各方部から推薦または公選により依頼する、内訳は各界代表八名（県会議員、市町村長、農業会、婦人会、宗教界、文化団体、言論新聞界、教育会）教員関係十八名（校長一中等学校四、青年学校一、国民学校四、教官一中等学校三、青年学校二、国民学校四）関係官吏若干名とする、任期は二ヶ年、再任を妨げぬ、一年に三回各学期初及びその他必要に応じて開催する</p>	<p>一、目的一教育に関する重要事項を審議し民主的教育の確立遂行機関とす</p> <p>二、組織一県に県審議会を、四市及び各地方事務所毎に地区審議会を置くと共に各審議会に人事委員会を内属させる</p> <p>三、委員は教員組合の民主的推薦に基き県が委嘱する</p> <p>こ、で注目されるのは人事委員会に教員人事への参画と視学等の教育関係官の推薦権を付与してある点と教育審議会の委員構成で教員選出の委員を絶対多数ならしめ教組で強引にリードせんとしてある点である</p>

※「教育行政上の「諮問」機関 協議会案、まづ教育会県支部提出」『福島民報』1946年8月21日付（一）

※「民主教育の確立執行機関 教組側で立案」『福島民報』1946年8月22日付（一）

界側の意向と、教組側の「民主化」を求める違いが対照的にあらわれていた⁶⁰。

これを機に、県教育会の存否をめぐる論議も本格化したようである。今回新たにプランゲ文庫所収の『福島県教育新聞』に「教育会、二本建を固執」と題された記事を見出すことができた⁶¹。

県教育会の存否をめぐる県教育会幹部と県教員組合役員との懇談会は九月十三日午前十時から午後三時まで郡山市金透校に開催し両者の意見を交換した、教組十六名教育会廿六名が出席し活発な意見を展開したが教組側の主張は「廃止」論であり、これに対して教育会側はいはゆる二本建案の意見であり両者の意見に一致点を見出すことができず散会した（後略）

教組は「教育審議会」案で視学制度の廃止を訴えたが、この温存を前提としていた県教育会にも「廃止」の矛先を向けたことがわかる。この物別れを経て、9月17日に県教組氏家委員長の名で「適格審査の停頓と教育会」と題する声明が出された。以下は、『福島民報』誌上で「教組、教育会に挑む 氏家委員長、解散を迫る”声明”」として報じられた全文である⁶²。

教組氏家委員長は「適格審査の停頓と教育会」と題し「適格審査の遅延はポツダム宣言履行の遅延であり現実的の問題としては教員の補充と異動とを停止し引揚復員教員の復帰を不可能にし、その結果欠員がそのまゝ放棄され正規の授業が出来ない、その根本原因は審査委員の選出に当つた教育会県支部が杜撰な選出を行ひ裁かるるもの裁くといふことになつたからにある、このことは戦時中県教育界の支配権を堅持し人事の黒幕でさへあつた同支部が当然負ふべき責任である、我々は同会がその責任と過去の戦犯の事業とを自覚し即刻解散されんことを望む」という趣旨の声明書を発し真向から挑戦の火蓋を切つた、この教組委員長の声明書について教育会事務局長鈴木春治氏は記者に対し左の如く答へた

責任は感ずる 合体で行きたい

【問】 今度のこの声明をどう思ふか

【答】 教員適格審査の停頓についてはわれへも責任を感じてゐる

【問】 教組がいつてゐる教育会の杜撰な選出がこんな結果を招いたといふ点はどうか

【答】 十分に総意を集めて委員を推薦したのであつて、各方面の意見を徴したつもりである、その結果がこんなことになつたことは申し訳ない

【問】この点で教組は原因が教育会の封建的非民主的な根本性格にあるとして教育会の解散を提起してゐるが、どうか？

【答】我々の意図してゐるところも本県教育界の刷新、民主化といふことで教組とその点は一致してゐるから一部非民主的分子がゐるとしても、あくまで円満に話し合ひを進めてゆけば近い将来に一本になることが出来ると思ふ、しかし教組の若干の人達のやうに闘争闘争で来られるのでは困る、氏家さんは私の立場を判つてくれてゐると思ふ、兎に角今月末か来月初めにもう一度話しあつてみるつもりだ、教組でも“解散”といふ風でなく“合体”するといつた行き方で来てくれれば、感情的な対立もなく済むのだが、私もいまのところ板ばさみで困つてゐる

教員適格審査委員会の立ち往生の責任を「戦時中県教育界の支配権を堅持し人事の黒幕でさへあつた同支部が当然負ふべき」とし、ゆえに「即刻解散されんことを望む」と迫るものであった。記事には県教育会事務局・鈴木春治のコメントもあり、「闘争闘争で来られるのでは困る」、「教組でも“解散”といふ風でなく“合体”するといつた行き方で来てくれれば、感情的な対立もなく済む(中略)板ばさみで困つてゐる」と述べており、県教組の攻勢を前に対応に苦慮している様子が窺える。

『福島県教育史』第3巻では、9月23日に相馬分会が五時間の激論の末、分会解散と県教育会の解散促進、県教組一本立てを決議したことを例示し⁶³、県内の教育世論が教育会解散へと傾いたことを記している。今回新たに、9月15日に教育会石川分会が「賛否激論を展開したが結局多数決で解散と決定した、解散時期に関しては喜古石川分会長一任」と、解散にむけた道を選択していたことも明らかとなった⁶⁴。分会レベルで、教組側の教員が解散攻勢をかける動きが広がりつつあったことが窺える。県教組では、9月20日に若松で開かれた県教組委員会において、教育会の即時解散を決議し、9月25日に解散要求書を出すに至る。以下は『福島民報』誌上に報じられた、要求書の内容である⁶⁵

(前略)廿五日教員組合代表氏家委員長の名で教育会県支部の鈴木事務局長に対し卅日の

分会長、協議員会を前に大要左の如き要求書を手交した

要求書

大日本教育会福島県支部が過去において本県教育界に君臨、封建的支配力の根源として人事を左右し軍国主義或いは超国家主義への盲目的協力をなし最近は政党色を有する選挙運動をなさしめ政治意識の低い教員の中より選挙違反者を出したのである、次に教職適格審査委員の選挙に当つては不適格なボス教員を選出して審査会を停頓せしめ教育民主化に障害を招くに至る、また教育会の会員でもある教員組合大会に於て解散を決議され乍ら無反省にも一部の組織改造によりその存続を図る等その封建制の実態を暴露しつつある、

以上の理由により、大日本教育会福島県支部は本県教育界の民主化を阻むものとして、その解散を行うべきことを教員組合の名に於て要求するもの

『福島県教育史』第3巻で木村三良は、「県教組の指摘する内容については、格別の説明を必要としないと思われる」として詳述を避けている⁶⁶。ここに挙げられた「最近は政党色を有する選挙運動をなさしめ政治意識の低い教員の中より選挙違反者を出した」とは、県教育会長・円谷光衛の自由党候補者としての衆議院選挙出馬に際する、国民学校校長・教頭らの選挙違反(生徒を介しての推薦状配布や県内各校へ「ツムラヤミツエアヤフシタノムツエ」電文の打電)を指している⁶⁷。これに次ぐ「審査会を停頓せしめ」とは、先述したように軍政部から中止命令が出される事態に至っていた件のことである。立てつづいた不祥事を背景に、県教組側は「封建的支配力の根源として人事を左右し」と糾弾し、解散を要求したのであった。同日の『福島民報』誌上には以下のような強気な教組情報部長の話も掲載されている⁶⁸。

県教組情報部長板垣正二氏談

言葉が「接收」であれ「解散」であれ、教育会が無条件に即時解消すべきことは既に一般の世論だ、若松で開かれた委員会でも教組の運動を阻むボスの校長の二、三について話があつた際、彼等に対しては監視を怠らず反省の色なき場合は個人的に糺明することも決意

してゐる、我々としては将来、現県教員組合を中核とする教育界の有意な人士を包含する新しい教育会の構想を既に考へてゐる程だ

「糺明することも決意」との言葉に、攻勢を強める県教組の姿勢が表れている。「新しい教育会の構想」とは、「教育審議会」案のことであろう。事実、9月28日に県側が開催した「福島県教育協議会」の打ち合わせでは、県教組（氏家委員長、佐藤書記長、瀬戸、佐久間、今泉、佐藤、長尾）が「会の名称と性格、人事委員会の設置、構成人数の比率（県側は教員・校長・一般を同数と主張）をめぐって対立」し、「機関（委員会）にはかった上でなければ態度決定できぬと主張」という強硬姿勢で臨み、「県側もこれを諒」としている⁶⁹。『福島民報』誌上では、「教育会県支部から鈴木事務局長、水野副会長、遠藤伊達、力丸田村、村田郡山各分会長、西岡師範男子部長、幸野福中校長」らの参加があったが「発言低調であったのは注目された」と報じられている⁷⁰。県教組の攻勢は、9月下旬の時点でピークを迎えていたとみられる。

4、教育会解散とその後

(1) 県教育会の「自主解散」と教組への申し入れ

このほか、日時は不明ながら、『福島県教育史』第3巻で作山暁村は、県教組結成から解散に至る途上（7月16日～9月30日）における県教育会側と県教組側との協議にふれている。県教育会側では鈴木春治、水野末吉、村田利喜、遠藤経、幸野岩雄、桑原明といったメンバーが、以下の4項目の解決策をもって県教組側の氏家義之、石橋仁、岡村淑子らとの協議に臨んだという⁷¹。

- 1、帝国教育会福島支部は解散する。
- 2、福島県教育会を独立したものとして存続するには、財政上、教員組合との一体化が必要である。
- 3、教員組合が、互助会積立金の還付という責任を追求するようならば、福島県教育会の全財産と互助会の全財産を整理し、黒字で教員組合に引き継ぐ。（当然、土地も建物も含む）
- 4、教員組合が、互助会並びに福島県教育会

の全財産（借金を含む）を引き受けてこれが運営に当たるとすれば、県内全校長教職員が一致して協力する。

（中略）

組合がわの内部事情も、専従の事務担当者がほしいときであった。そのため、県教育会の事情のよくわかっている現在の事務担当者に吸収後の担当を希望してきた。また積立金の返還とか、財産の処分とか、無条件解散などという闘争的な要求をつきつけることは、つまりは自分たち自身の財産を食いつぶすことに過ぎないということが理解されてきたのである。

互助会の積立金問題、ひいては資産・財産に関わる現実的な問題を協議するなかで、互いの「歩み寄り」が見られたことが窺える。

1946年10月1日付の『福島民報』誌上に、県教育会の決断が以下のように報じられた⁷²。

県教員組合の爆弾提議である日本教育会県支部の解散問題につき廿日午前九時から教育会各分会長会が、十一時から教育会協議員会がそれへ福島第一国民学校で開催されたがこゝに日本教育会県支部、県教組は一本建になつて進むべき根本方針の決定をみた

協議会には円谷支部長、水野副支部長、鈴木事務局長のほか約八十名の協議員が出席して水野副支部長議長となり、まづ鈴木事務局長から教組、教育会が一本建とてとなつて円満にやつて行きつゝある宮城県のを示し、これに引続いて各分会が意向を述べ、解散、合流、合併、改組など言葉こそ違へ教組と教育会が一本建てになつて行くべき点に各分会とも完全な意見の一致をみた、師範学校西岡男子部長が

「教員組合が生活権擁護の問題にのみこだはつてゐるならば、従来無力ではあつたが、教育会が教育本来の問題を取扱つてきたのであるから、教組が教育会の解散を要求した以上は単なる経済活動のみならず、文化的活動をも考えねばならないだらう、教育会は発展的に解消して一切の事業は教組によつてなされるべきだ」

と述べ、円谷支部長が議会における教育関係

の予算、制度問題をちよつと語つたのち「教育会解散と同時に教組でも役員を一新して本県教育文化の確立のために大同団結すべきだ」と語れば、拍手のうちに「教員組合を主体として自発的に教育会を解散する」ことを決議した

「一本建」、「発展的に解消」、「自発的」などの言葉が用いられているが、事実上の解散決議が9月30日に行われたことがわかる。注目されるのは円谷が「教組でも役員を一新して」として、一方的な教育会の解散は容認しない態度を示していたことであろう。同誌上には、特に円谷の見解が以下のように報じられている⁷³。

(前略) 私は本年五月に支部長の辞表を出してをり、支部と教組との合体については県当局が積極的工作に乗り出すことを期待してゐる、大日本教育会は戦時中に文部省が天降り一本の指導体制をつくるために従来の各府県教育会を統合したもので今日に於ては当然全国単一組織を改め府県単位の組織に帰らねばならぬものだ、同時に機構運営の内容においても是正すべき幾多の欠陥があるが、しかしこれを廃止して教員組合のみに委ねるべきものとは思はれない、なぜならば、教員組合は労働組合でありそれは経済活動の部門にみに制限されてをり文化的な活動面を捨て去るわけにはゆかぬ、そのためいま文部省や内閣の教育刷新委員会、議員連盟などで労働組合法から教員のみを独立させ教員組合法を制定する審議が進められてをり全国的に問題となつてゐる教員組織はこの教員組合法の制定に待たねば根本的解決を期することができないものと思ふ

教育会を「廃止して教員組合のみに委ねるべきものとは思はれない」、「文化的な活動面を捨て去るわけにはゆかぬ」と論じる円谷の意向は、その後の県教組への申し入れに反映されていく。

10月4日、水野副支部長ら教育会の委員5名が、県教組から氏家委員長ら7名を招き、教育会側の希望事項を伝えている。『福島県教育史』第3巻で木村三良も作山暁村も具体的な内容に触れていないが、『福島民報』誌によれば、以下のような

事項であった⁷⁴。

先月廿日解散ときまつた教育会県支部では四日午後一時半同教育会に水野副支部長等教育会委員五名が、県教組から氏家委員長等七名を招き廿日の協議委員会の結果の通告並に希望事項として

▽合同後の教組は国民、青年両校と中等学校との分離▽従来の教組役員の改選▽教育会時代よりも、より良く運営し□□協力に遂行すること▽教育会の事務局及事務員は現存▽今後の教組名称は考慮すること

の五事項を円谷支部長不在のため水野副支部長から氏家教組委員長に手交された、なお新しい組織機構等の具体的な事項については両者から選出した委員の協議懇談によつて決め、又教育会の残務整理のため両方から数名の整理委員を選出し整理終了まで教育会は従来通り仕事を続けて行くことになつた、なほ県教組では来る七日郡山市金透国民学校で委員会を開き今後の方針について協議する

ここに円谷の求める教組役員の一新や、前出の「歩み寄り」で挙げられていた教育会事務局員の職務維持が反映されていた。その後、1947年2月15日に最後の評議員会が開催され、県教組に財産の一切を引き継ぐことになる⁷⁵。

(2) 教員適格審査委員の再発足と「福島県教育審議会」の結成

教育会が解散した後、県では10月4日に中止となつていた教員適格審査委員の辞表を受理し、改めて県教組の主導により「全会員の中から互選によつて委員候補者を定め」、郡山市教組委員長の北原健夫のほか、教員層や女性教員層を含む七名を新たに選出した⁷⁶。

一方、検討が続けられてきた福島県教育審議会も発足にむけ動いていった。『福島県教育史』第3巻で新田勝彦は、「県当局は県教組の意向を十分に考慮しつつ鋭意作業を進めたが、年末までには一応の成案をうるまでに至つた」として、以下のような規約と委員を挙げている(カッコを附したのは1947年8月の改正文言、傍線部は改正点、委員の□は教組推薦者)⁷⁷。

福島県教育審議会規定（昭和二二年一月七日県告示第三号同年八月二十七日改正告示第二六七号）

第一条 福島県教育審議会（以下審議会とする）は教育に関する重要事項について調査審議をなし県教育の民主化を図ることを目的とする（改正では、知事の所轄とし、教育に関する重要事項について調査審議を行う、と変更）。

第二条 審議会は前条の目的を達成するために次の事項について調査審議を行なう。

- 1、学校教育に関する事項
- 2、社会教育に関する事項
- 3、人事の刷新並に教職員の待遇に関する事項（改定では削除）
- 4、その他教育（刷新）に関する事項（改正では刷新を挿入）

第三条 審議会は県審議会及び地区審議会とする。地区審議会は各郡市毎にこれを設ける。

（改訂では以下を追加、県審議会は調査審議の結果を知事に報告し、及び知事の諮問した教育に関する重要事項について答申するものとする。

地区審議会は前項に準じて行う。）

第四条 審議会の委員は次の者を以ってこれに充てる。

- 1、教員代表 福島県教員組合の推せんにより知事の任命したもの
- 2、一般代表 父兄有識者の中から知事の委嘱したもの

県審議会においては前項第一号の委員は一五人（五人）とし中五人（二人）は校長とし、第二号の委員はこれを一〇人とする。地区審議会においては前項の比率により三〇人以内において適宜委員を定める（規定に準じてこれを定める）。委員の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

第五条 審議会は特別の事項を調査審議するために必要あるときは臨時委員をおくことができる。臨時委員は審議会の承認を経て知事が任命又は委嘱する。

第六条 県審議会においては会長一人副会

長二名をおく。会長は知事これに当り副会長は一人を教育民生部長（教育部長）とし、他の一人は委員中から互選し、会長がこれを委嘱する。

地区審議会においては会長一人、副会長一人をおき会長（は地方事務所長（市長）これに当たり）及び副会長は委員の中から互選する。（改定では、県審議会及び地区審議会にはそれぞれ委員長及び副委員長一人を置く、と変更）

第七条 会長は会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長事故あるときは副会長（副会長二人あるときは会長の指定する副会長）がその職を代理する。（改定では会長を委員長、副会長を副委員長）

第八条 審議会に参与若干人をおく。参与は知事がこれを任命または委嘱する。参与は会議に出席して意見をのべることができる。（改定では文言変更、関係部課長（地方事務所長又は市長）は審議会に出席して意見を述べ、又はその所属職員をして審議会に出席して意見を述べさせることができる）

第九条 審議会に幹事及び書記若干名をおき会長（委員長の意見をきいて知事（地方事務所長又は市長）がこれを任命する。幹事は会長（委員長）の指揮をうけ庶務を処理し、書記は事務に従事する。

第十条 審議会は毎学期一回これを開く。会長（委員長）が必要あると認めた場合及び委員三分の一以上の要求があった場合は臨時に審議会を開くことができる。この規定は公布の日からこれを施行する。

（中略）

会長 石原幹市郎

副会長 小岩四郎（教育民生部長）

村田利喜

委員

第一委員会 榊原巖（福島高商教授）、物江浩（県議）、栗村虎雄（師範学校長）、村田利喜（校長）、髙田三郎（教員）、渡辺政雄（校長）、高木量太郎（青年学校長）、岡村淑子（教員）

第二委員会 円谷光衛（代議士）、蓮沼龍輔（県議）、山口光三（県出納長）、

田子健吉(福島民友)、和知武雄(NHK)、
唐橋東(教員)、三浦信一(教員)、
折笠ヨシノ(教員)

第三委員会 多田吾助(牧師)、鈴木春治
(福島市役所)、箭内テル(教員)、
山田賢治(校長)、沼崎忠義(教員)、
橋本コウ(教員)、五十嵐ツナ(教員)

新田勝彦は、「当初それが知事の諮問機関(教育会の構想)とする位置づけの意見もないではなかったが、県教組の主張する決議機関の性格をもつ「教育に関する重要事項について調査審議」するものとして落ち着いていることに気がつく」と分析し、さらに「委員は県教組の推薦による教員代表が(中略)知事が父兄有識者の中から委嘱する一般代表委員一〇名に比べて量的に優位であったことも教育審議会の特色を物語るものである」と評価している⁷⁸。福島県教育審議会の結成は、県教組側の主張を大きく採用してのスタートであったことは間違いない。

一方で新田は、1947年8月に行われた審議会規定の改定では、教員代表が15名から5名(うち校長は5名から2名)に縮小されたこと、第一条で「知事の所轄」とされたこと、第三条で「調査審議の結果を知事に報告し、及び知事の諮問した教育に関する重要事項について答申するもの」という文言が入ったことを挙げて、「民主化優先の雰囲気の中において県は率先して審議機関であることを承認した。しかし実際の行政を執行する過程において、最終的に責任を負わねばならぬ県当局としては種々なる支障があったものと判断される。このたびの改正はそのような一年間の経験にてらしての修正と考えられる」と述べている⁷⁹。

本研究の視点から言えば、一年を経ての修正とは表面上であり、一時的な「妥協」を経ての「ゆり戻し」とも読み解き得る。既に1946年の結成時点で、注意深くみてみると教組が選出した校長の一人・村田利喜は、教組が疑義を投げかけた最初の教員適格審査委員の一人であったし、解散に際する教組との交渉では教育会側の代表でもあった。しかも、村田は互選により副会長に就任している。もう一点、注目すべきは、知事の任命による一般代表に、解散時の県教育会長・円谷光衛、同事務局長・鈴木春治、それに師範学校長・栗村虎雄ら(下線)が並んでいる点である。教育会の

解散に際し「教員組合のみに委ねるべきものとは思はれない」と述べていた円谷が、「年末までには一応の成案をうるまでに」県知事側や県教組に働きかけをおこなっていたのではないかと、頃合いをみて知事の諮問機関へと転じさせることが当初よりシナリオとして描かれていたのではないかと、との推察もなし得るのである。

(3)「福島県新教育建設同盟」の自然解消へ至る動き

これと間接的に関わるとみられるのが、「福島県新教育建設同盟」の動きである。『福島県教育史』第3巻で作山暁村は、同盟の去就について以下のように述べている⁸⁰。

昭和二一年(中略)七月三十一日をもって、今井委員長が、県の社会教育課主事に転じたため、同盟委員長は作山が引き受けることに決定した。その上、九月三〇日付をもって同幹部の長谷川寿郎は、県視学として県学務課入りをし、同盟はしだいに力を失いかけていた。

そこに、県教員組合が(中略)新教育建設同盟に対しても解散を要求してきた。ここにおいて、県教組がわ幹部と同盟がわ幹部とが数回にわたり話し合いを行ったが、その会の趣旨と方向とを異にする両会としては、納得のいく結論は見出し得ないまま、いたずらに月日が経過していった。

ところが超えて昭和二二年(一九四七年)を迎えたころ(中略)県独自に、「指導委員制」を敷くこととなり、同盟の作山佐助、西沢長吉が五月からこれに任命された。(中略)これにとどめを刺すかのごとく、昭和二三年一月になると、作山委員長が、県教育委員会の安達出張所長に任命され、同盟は事実上その機能を停止した。

かくて、福島県新教育建設同盟は、明瞭な時日を区切ることなく、自然に解消し去ったのである。

ここに二つの動きを捉えることができる。第一に、県教育会と同様に県教組から解散要求が突きつけられていたこと。第二に、幹部層が徐々に県教育行政側に起用されていったことである。既にみた

ように、「福島県新教育建設同盟」は当初より教育会の人脈にも支えられていた。彼らが、県教育会解散後の教員社会にあって、教組が標榜する「民主化」や「闘争」路線とは一線を画する立場を堅持し続け、やがて戦後の新たな指導主事・県教委（出張所）という教育行政体制へと転じていった。ここに、「教員組合のみに委ねるべきものとは思はれない」、「文化的な活動面を捨て去るわけにはゆかぬ」と論じる円谷と同一のスタンスが見出される。

(4) 「県下学校長協議会」の結成

もう一点注目すべきは、『福島県教育史』第3巻で校長会部分を担当した高橋哲夫が「校長出身の円谷光衛代議士（自由党）、星正治県視学が菅野円蔵らを動かして校長会の再建をはかったといわれる」と記している点である⁸¹。1947年は教員適格審査の結果、校長層に「追放」が言い渡された時期であった。県小学校長会長の職にあった水野末治も該当者となった。この事態に際し、円谷光衛は、追放を免れた校長・菅野円蔵（56歳）⁸²を5月30日に訪れている。菅野自身は『明治百年福島県教育回顧録』にて「議会の模様、不適格者の問題、県下校長会の問題等について一夜語り明かした。そして軍政府と交渉して校長会の再建を図るには、今のところ自分きりしかないとかという自覚に達した」と回顧している⁸³。さらに翌6月19日には星正治県視学（46歳）⁸⁴から「追放組のない後はお前がやらないでどうするのだ」と激を飛ばされ、菅野は6月21日に福島軍政部ゴースト課長⁸⁵のもとを訪れている⁸⁶。

校長会再建の趣旨を述べた。再建する会の名称を聞かれたから、「福島県小学校中学校校長会」というと、それは駄目だという。なぜ駄目なのか聞くと、全体主義時代につけた名称であるからいけないという。それで「福島県小学校中学校校長連合会」ではどうかと質すと、それも全体主義的のにおいが強いからいけないという。最後に「福島県小学校中学校校長協議会」ではどうかという、それなら一人一人が研究討議するのであるからよいということになり、再建校長会の名称は軍政府から決められたような形となった（後略）

その後、菅野の回想によれば6月29日以降、有志の校長層と話し合いを続け、「中学校の方では県下中学校長結成準備会が出来たのでその処理に苦しんだが、結局一本建てにすることにまとまり」、また7月13日には長谷川寿郎（元「福島県新教育建設同盟」幹部、県視学）とともに菅野が県教組幹部を訪問、さらにゴーストを度々訪問するなど根回しをして、校長会「再建」の準備が進められたという。

こうして7月17日に郡山市芳山小学校に結成大会が開かれた。菅野によれば「教組幹部が乗り込んできて両者の共同開催にしると迫るので、止むなく共同開催にしたが、一部校長の過激な言動もあって、大分険悪な雰囲気となったが、開会を宣し（中略）校長協議会の性格について烈しく論じたが、採決の結果組合内に校長協議会を持つという者は八百余名の内僅か三名に過ぎなかった。（中略）菅野勝美校長を会長に選び（中略）最後に福島軍政府ゴースト教育課長の講演を聞いた」という⁸⁷。校長層の影響力の排除を目指す教組側が、「組合内に校長協議会」との緊急動議を出したようであったが否決された。そして、軍政部のゴーストを招く「公認」の形を整えての「再建」であった。『福島民報』では以下のように報じられている⁸⁸。

県教組並びに校長会共催の県小学校、新制中学校、青年学校長協議会結成総会は十七日午前十時から郡山芳山小学校で開き県下各校長約八百名招集、結成準備委員長菅野勝美氏（安達中）の経過報告があつて問題なく可決、前日の旧制中学校長会でも議論的となつた協議会の性格について協議、結局前日同様あくまで自主性を保ちながら教組と緊密に連携、教育復興運動にまい進することを申合せ役員を選出は選考委員各郡二名をあげた、午後は六・三制の完全実施について長谷川氏（伊達代表）から提出理由の説明、鳥氏（福島代表）から福島における新制中学の実情、教組選出地方議員の活動、独立校舎建設促進委員会の設置などの説明があつた

なお教育予算の問題で文部大臣、本県選出代議士への激励運動を校長協議会の名で打合することに決し教育復興対策並びに青少年不良化防止につき懇談して散会した

役員は次の通り

▽会長 菅野勝美(安中)▽副会長 矢部八郎(喜多方校)角田誠一郎(白河校)牛渡整(原町中)▽小学校部長 木村栄吉(坂下校)▽副部長 水野直五郎(郡山芳山校)▽中学校部長 近木策太郎(内郷第二中)▽副部長 沼崎忠蔵(福島第二)▽青年学校部長 村田春雄(小名浜実業)▽副部長 赤坂幸七(会津日□校)▽幹事 長谷川潔(保原小学校)ほか二名

円谷ら旧県教育会幹部層の人脈を生かし「再建」された校長会は、「あくまで自主性を保ちながら教組と緊密に連携」することを掲げた。それは、円谷が当初から思い描いていた二本立て構想を、教育会から「県下学校長協議会」へと母体を替えることで具現したとも表現し得る。佐藤幹男は、福島県・宮城県の事例から「戦後の教育研究活動とその組織化は、校長会主導で推移し」、「実質的には戦前の教育会の運営、活動と比べて大きな違いは認められない」と分析している⁸⁹。本研究の分析を踏まえるならば、福島県においては円谷らの策動により、戦前以来の教育研究活動の継続が図られたと捉え直すことができる。

おわりに

福島県教育会の解散をめぐる動向は、県教組の勃興と、それに同調する教員社会の世論を背景にしつつ1946年9月に急展開した。『福島県教育史』第3巻では、県教組は戦前以来の教員社会のもつ「封建性」に鋭く批判意識をもつ「青年教師」層を中心に、教員社会の「民主化」をめざして勢力を振るったこと、その一方で校長会の「再建」が図られたことが指摘されていた。今回、改めて新聞記事を中心とする調査・分析をしたことで、解散直前まで福島県教育会や「福島新教育建設同盟」の若手校長らが戦後教育の研究活動を主導し、また教員各層から役員を構成する県教育会の改組が進められていたことが明らかとなった。そして、解散後も「福島県教育審議会」の組織体制への旧教育会幹部層の入り込みや、その背景に見え隠れする円谷光衛をはじめとする校長層の策動、教組が思い描く教員社会に同意しきれない「福島新教育建設同盟」の若手校長らの姿とも結びつけて捉えることができた。既存の体制を活かしつつ「民

主化」に対応し、いわば、それまで教育会が担ってきた行政補完的な機能を存続・発展させようとの意思が、校長層を中心に、県側や軍政部も含み、少なからぬ範囲に共有されていたとも言い得る。この一例と言うべき組織として、1949年に「田村方部教育協会」が結成されている。これは、教育会に代わり教組の文化部門が担う状態になっていた地区単位の教育研究・行事の体制を「正常なものにしたいと望」み、「再三方部校長会に図って案を練り」、組合関係者とも協議し、「難産」の結果、結成されたものという。「会員制で町村もPTAも教員も児童生徒も一定会費を納め、役員も会員各層から選出して運営に当たる」ものであり、1965(昭和40)年の郡山市合併に伴って2年後に解散するまで「各種団体、学校、教職員の親睦融和のために、教職員の研修に、学校教育の進歩向上に、各種機関との連絡協調」を担ったという⁹⁰。いわば、組合活動に依らない行政補完的な組織であり、その構想に際して校長会が影響力を発揮した点が注目される。

福島県教育会のあまりにも早い解散は、県教育会長の衆議院選挙出馬に関わる選挙違反、教員適格審査委員選出に関わる疑義といった不祥事、急激に教育会への不信感が高まったがゆえのものであったのか。教育会が担ってきた機能が存続できる可能性はなかったのか。他の解散時期の早い県との比較検討により、福島県の事例が戦後改革期の教育史研究上にいかに位置づけるのかを見定めることが今後の課題である。

〔付記〕

本稿は、JSPS科研費(課題番号15H03480)の助成を受け、教育史学会第61回大会コロキウム(2017年10月8日)で行った報告に加筆修正を加えたものである。

¹ 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房、1983年、516頁。

² 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』510頁。

³ 『福島県史』第21巻、1967年。福島県公立学校退職校長会『明治百年福島県教育回顧録』1969年。

⁴ 近年、福島県教職員組合60周年記念誌が刊行されたが簡潔な記述に留まる(「組合結成から草創期を振り返る」『教育を守る悠久の流れ—福島県教職員組合60年のあゆみ—』2005年、13~15頁)。

- 5 森川輝紀「教育会と教員組合」（梶山雅史編『続・近代日本教育会史研究』学術出版会、2010年、488頁）。九都県とは長野・東京・徳島・山梨・千葉・栃木・茨城・富山・神奈川。
- 6 『福島県教育史』第2巻、1973年、1201頁。
- 7 『福島県教育史』第3巻、1225頁。
- 8 「女子、中堅訓導からも評議員を選出 教育会県支部の機構拡充」『福島民友新聞』1946年7月28日付（二）。
- 9 『福島県教育史』第3巻、82頁。
- 10 『福島県教育史』第3巻、1225～1226頁。
- 11 円谷光衛、1888（明治21）年2月5日西白河郡信夫村生まれ、1909（明治42）年福島師範卒、白河第一小学校訓導、河沼郡視学、県視学を経て1930年より1946年3月退職まで白河第一小学校長。大日本教育会県支部長。1946年の戦後第一回衆議院総選挙で自由党から出馬、当選後三期連続当選。文教委員長などを務める（以下、教員経歴は『明治百年福島県教育回顧録』巻末資料による。円谷に関しては白河市編『白河市史』第10巻（各論編）、1992年、853頁も参照）。
- 12 「児童よりも薄給」教員大会 待遇改善を迫る」『福島民友新聞』1946年3月15日付（二）。
- 13 水野末治、1891（明治24）年生まれ、1913（大正2）年福島師範卒、校長、県視学を歴任し、「第三次大臣審査教育追放」となっている。
- 14 『明治百年福島県教育回顧録』880頁。鈴木春治、1884（明治17）年生まれ、1906（明治39）年福島師範卒、1944（昭和19）年3月に退職している。
- 15 「教員組合の動き低調 弱小組合のみが続出 全くない統制力 まだ足らぬ教員の自主的活動」『福島民報』1946年5月12日付（二）。
- 16 『福島県教育史』第3巻、1230頁。
- 17 『福島県教育史』第3巻、1233頁。
- 18 『福島県教育史』第3巻、1231～1233頁。
- 19 作山佐助、1908（明治41）年本宮町生まれ、1927（昭和2）年福島師範卒。附属小主事を経て杉田小、杉妻小を経て、後に安達出張所に務める。
- 20 今井豊蔵、1908（明治41）年生まれ、1927（昭和2）年福島師範一部卒。この後、県社会教育課長、信夫教育事務所長を経て、県小学校長会長を二期務める。
- 21 『福島県教育史』第3巻、1233頁。
- 22 『福島県教育史』第3巻、1234～1235頁。西山一男（一夫として記載）、1909（明治42）年生まれ。校長を経て当時附属の主席訓導、37歳。西沢長吉、1908年生まれ38歳。古関富男、1918年生まれ28歳。高田進、1914年生まれ32歳。瀬戸春雄、1912年生まれ34歳。後に第五代県教組委員長。佐藤厚友、1912年生まれ34歳。鈴木正一、1912年生まれ34歳。
- 23 「新教育研究 福島で委員会」『福島民報』1946年4月29日付（二）。
- 24 『福島県教育史』第3巻、1234～1235頁。同著において、組合よりの木村三良は「中堅校長や教頭三十数名が発起」したが、教員組合を連合会へと導くような「役割も果たさなかった」と表裏一体の評価をしている（1050頁）。
- 25 「新教育研究大会」『福島民報』1946年7月8日付（二）。
- 26 今泉運平、1911（明治44）年生まれ、1931（昭和6）年福島師範卒、1968（昭和43）年退職。
- 27 『福島県教育史』第3巻、1040頁。
- 28 『福島県教育史』第3巻、1041頁。箭内貞、北原健夫、1910（明治43）年会津野澤町生まれ。1929（昭和4）年福島師範二部卒、
- 芳山小、桃見台小を経て東京へ出向、大森第四小などに勤務しつつ日大法文学部文科を卒業して上野高等女学校に入職。戦時に郡山女子商業高校に入る。
- 29 『福島県教育史』第3巻、1043～1044頁。
- 30 『福島県教育史』第3巻、1045～1046頁。
- 31 『福島県教育史』第3巻、1046頁。
- 32 石橋仁、1908（明治41）年生まれ、1928（昭和3）年福島師範卒、1931年福島師範専攻科卒。『明治百年福島県教育回顧録』1126頁。
- 33 『福島県教育史』第3巻、1074～75頁。
- 34 「相馬郡で学校経営の民主化」『福島民報』1946年5月10日付（二）。『福島県教育史』第3巻、1074頁。
- 35 『福島県教育史』第3巻、1047頁。
- 36 「新に民主教育連盟を 東北から中央に結成を提案」『福島民報』1946年5月1日付（二）。
- 37 氏家義之、1907（明治40）年相馬郡中村町生まれ、相馬中学～東北大附属教員養成所で数学専攻、群馬をへて福島中学で敗戦を迎える。この後、公選制の県教育委員にも選出される。『明治百年福島県教育回顧録』1134頁。
- 38 「中等 国民校対立 校長と女教員に組合加入問題で 福島に二組合誕生か」『福島民報』1946年5月15日付（二）。
- 39 「飽くまで一組合員で」『福島民報』1946年5月15日付（二）。
- 40 「中、国民校合流 準備委員会で単一に意見一致 福島市教組」纏まる 校長の役員お断り まづ待遇改善を要求」『福島民報』1946年5月24日付（二）。同様の問題は伊達郡内でも6月に起こっている。「教組役員には校長不適 伊達中堅層主張」『福島民報』1946年6月7日付（二）。
- 41 佐藤友次郎、1906年生まれ40歳。
- 42 『福島県教育史』第3巻、1052頁。
- 43 『福島県教育史』第3巻、1058頁。
- 44 『福島県教育史』第3巻、1064頁。
- 45 『福島県教育史』第3巻、1226～1227頁。
- 46 『福島県教育史』第3巻、1066頁。
- 47 『福島県教育史』第3巻、1067頁。
- 48 「九月早々に実現「教育協議会」県の構想」『福島民報』1946年7月23日付（二）。
- 49 『福島県教育史』第3巻、1080頁。
- 50 『福島県教育史』第3巻、107頁。教育会以外は県町村会、県農業会、日本宗教会、県政協議会、県民主人民連盟。幸野岩雄、1894年岩手県生まれ52歳、東京高師範卒。関泰平、1901年生まれ45歳、九州大学農学部卒、福島師範教員を経て1940年12月から同校校長。高木長年、1898年生まれ48歳、県視学経験者。目黒栄、1889年生まれ57歳、国民学校時代に著書あり。村田利喜、1894年生まれ52歳（『福島県教育名鑑』1928年）。
- 51 『福島県史』第21巻、1115頁。
- 52 『福島県史』第21巻、1120頁。
- 53 「教員適格審査委員初顔合せ」『福島民友新聞』1946年7月31日付（二）。
- 54 『福島県教育史』第3巻、108頁。
- 55 『福島県史』第21巻、1967年、1116頁。
- 56 「教員審査員中に不適格者が二名 マ司令部審査中止を命令」『福島民友新聞』1946年9月2日付（二）。このとき不適格者とされた一人が水野末治であった。
- 57 「女子、中堅訓導からも評議員を選出 教育会県支部の機構拡充」『福島民友新聞』1946年7月28日付（二）。
- 58 「県教育会近く改組」『福島民友新聞』1946年9月12日付（一）。

- ⁵⁹ 「議員小感 教組と教育会」『福島民報』1946年8月16日付(一)。
- ⁶⁰ 『福島県教育史』第3巻、1080頁。
- ⁶¹ 「教育会、二本建を固執」『福島県教育新聞』第4号、1946年10月1日付(一)。
- ⁶² 「教組、教育会に挑む 氏家委員長、解散を迫る”声明”」『福島民報』1946年9月18日付(一)。
- ⁶³ 「教育会一角崩る 相馬分会が解散の魁け」『福島民報』1946年9月26日付(二)。
- ⁶⁴ 「県教育会石川分会解散決定」『福島民友新聞』1946年9月17日付(一)。
- ⁶⁵ 「教育会に”解散”の要求書(教組)」『福島民報』1946年9月27日付(二)。
- ⁶⁶ 『福島県教育史』第3巻、1078頁。
- ⁶⁷ 「円谷派に選挙違反 国民学校長などを検挙」『福島民友新聞』1946年4月24日(二)。「渡邊校長を起訴 円谷派の選挙違反」
「角田校長らも送局」『福島民友新聞』1946年6月8日(二)。
- ⁶⁸ 「ボスは断じて糺明」『福島民報』1946年9月27日付(二)。
- ⁶⁹ 『福島県教育史』第3巻、1080～1081頁。
- ⁷⁰ 「県教育協議会設置へ進む(第一回打合せ)」『福島民報』1946年9月29日付(二)。遠藤経、1897年生まれ49歳、県視学経験者。この後、1953年に県小学校長会長となる。
- ⁷¹ 『福島県教育史』第3巻、1228～1229頁。
- ⁷² 「問題の”態度”つひに決る 教組主体に再建 教育会自発的に解散」『福島民報』1946年10月1日付(三)。
- ⁷³ 「教組へ合併不可 代議員増員により不満は解消 圓谷支部長”吐”を語る」『福島民報』1946年10月1日付(三)。
- ⁷⁴ 「教育会、教組に希望を提出」『福島民報』1946年10月5日付(一)。
- ⁷⁵ 『明治百年福島県教育回顧録』、966頁。
- ⁷⁶ 『福島県教育史』第3巻、1077頁。白河第一国民学校長・辺見正治、若松鶴城国民学校教諭・山内平、信夫郡杉妻国民学校教諭・遠藤文子、若松城北国民学校教諭・藤田ハル、信夫郡笹谷青年学校教諭・安原吉四郎、郡山第二高等女学校教諭・北原健夫、安積高等女学校教諭・橋本コウ
- ⁷⁷ 『福島県教育史』第3巻、148～151頁。
- ⁷⁸ 『福島県教育史』第3巻、149～150頁。
- ⁷⁹ 『福島県教育史』第3巻、152頁。
- ⁸⁰ 『福島県教育史』第3巻、1235～1236頁。
- ⁸¹ 『福島県教育史』第3巻、1299頁。
- ⁸² 菅野円蔵、1890(明治23)年霊山生まれ。1918(大正7)年福島師範卒。1923(大正12)年に瀬上校長、1929(昭和4)年に附属小、1935(昭和10)年桑折小学校長、福島第四小学校長を経て1943(昭和18)年飯坂国民学校長。この間に県教育会信夫部会長を務めている。
- ⁸³ 『明治百年福島県教育回顧録』966頁。
- ⁸⁴ 星正治、1900年生まれ46歳。戦中戦後を通じて県視学。この後県小学校長会長も務める。
- ⁸⁵ 1947年1月～1949年8月在任、元小学校およびハイスクール校長経験者。前掲、阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』37頁。
- ⁸⁶ 『明治百年福島県教育回顧録』967頁。
- ⁸⁷ 『明治百年福島県教育回顧録』967頁。
- ⁸⁸ 「”県下小学校長協議会”発足」『福島民報』1947年7月18日付(一)。
- ⁸⁹ 佐藤幹男「戦後における教育会の終焉と教育研究団体の組織化—校長会を通じた教育会機能の継承—」教育情報回路研究会(代表:梶山雅史)編『近代日本における教育情報回路と教育統制に関する総合的研究 日本学術振興会科学研究費助成事業(基盤研究(B)中間報告書(I))』2013年3月、19～26頁。
- ⁹⁰ 『明治百年福島県教育回顧録』883～884頁。